

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月12日
【会社名】	株式会社ドラフト
【英訳名】	DRAFT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 泰樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号
【電話番号】	03 - 5412 - 1001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 荒浪 昌彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号
【電話番号】	03 - 5412 - 1001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 荒浪 昌彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 930,240,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 699,200,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 269,040,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	720,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

（注）1．2020年2月12日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2020年2月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に進行される後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、177,000株を上限として、S M B C日興証券株式
会社が当社株主である山下泰樹（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下
「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによ
る売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによ
る売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2020年2月12日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式177,000株の新規
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2020年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2020年2月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	720,000	930,240,000	503,424,000
計（総発行株式）	720,000	930,240,000	503,424,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2020年2月12日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2020年3月9日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,094,400,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年3月10日(火) 至 2020年3月13日(金)	未定 (注) 4	2020年3月16日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2020年2月28日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月28日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2020年3月9日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2020年3月9日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年3月17日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2020年3月2日から2020年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町6丁目6番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
計	-	720,000	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2020年2月28日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,006,848,000	12,000,000	994,848,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額994,848千円に本第三者割当増資の手取概算額上限246,650千円を合わせた、手取概算額合計上限1,241,498千円については、以下の通り充当する予定であります。

今後の事業拡大に伴うプロジェクトマネジメント担当者、コンストラクションマネジメント担当者等の現場監督者の確保、実務経験を有したデザイナー等の人材の中途採用を積極的に進めております。これらの人材採用費及び人件費として311,000千円（2021年3月期：106,000千円、2022年3月期に205,000千円）を充当する予定であります。

当社の知名度及び認知度向上並びにブランド価値を高める広告戦略のための広告宣伝費用として518,000千円（2021年3月期：100,000千円、2022年3月期に418,000千円）を充当する予定であります。

当社の事業拡大に伴う従業員数の増加に備えることを目的として、2021年3月期中に本社近隣にサテライトオフィスを新設することを予定しております。設備新設のための資金として25,000千円（2021年3月期：25,000千円）を充当する予定であります。

増加する従業員の受け入れ及び新しいオフィスの形の具現化等事業基盤整備を目的として2022年3月期中に本社移転を予定しております。本社移転費用として387,000千円（2022年3月期：敷金の差入による支出152,000千円、移転及び原状回復に係る費用150,000千円、新オフィス内装工事費用等84,000千円、支払賃借料増額に係る費用1,000千円）を充当する予定であります。

なお、残額につきましては、大型案件等の受注に備えた運転資金として、大型案件等を受注した際の協力会社への支払い等諸経費支払資金として充当する予定であります。また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	460,000	699,200,000	東京都渋谷区 山下 泰樹 460,000株
計(総売出株式)	-	460,000	699,200,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出数等については今後変更される可能性があります。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

6．振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。

7．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 2020年 3月10日(火) 至 2020年 3月13日(金)	100	未定 (注)2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年3月9日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	177,000	269,040,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	177,000	269,040,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,520円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2020年 3月10日(火) 至 2020年 3月13日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会社 の本店及び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、177,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2020年3月26日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2020年3月26日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2020年3月9日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2020年2月12日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 177,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2020年3月31日（火）

- （注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2020年2月28日開催予定の取締役会において決定します。
- 2．割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2020年3月9日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である山下泰樹、当社株主であるT D A株式会社、当社新株予約権者かつ当社役員である長谷川幸司、荒浪昌彦、当社新株予約権者である黒田直子、山下希穂子は、S M B C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年9月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1)表紙に当社の社章 **DRAFT.** を記載いたします。
- (2)裏表紙に当社の経営理念「ALL HAPPY BY DESIGN」を記載いたします。
- (3)表紙の次に「1 事業概要」～「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業概要

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」という経営理念の下、デザイン力で世界にHAPPYの循環を作り出し、ヒューマンエクスペリエンスの向上によって社会に貢献することを目指しております。

事業概要

当社グループは、人々にとって今までにない新しい付加価値を提供する空間の創造を通じて、この経営理念の実現に創業以来取り組んでまいりました。当社グループの事業は、人が長く過ごすオフィス環境が変われば、社会全体がよりよく変わるのではないかとこの想いのもと、オフィスの内装デザイン及び施工からスタートいたしました。創業当時、オフィスは単なるコストと捉えられており、限られたスペースを極力効率的に使用することがオフィス設計の主流となっておりました。

このような状況の中で当社グループは、「オフィスを企業のブランドを具現化した空間としたい」「オフィスを社員にとって誇れる場所としたい」という経営者の課題意識を的確に捉え、かつ働くすべての人に満足度の高いヒューマンエクスペリエンス(注)を実現する新しいオフィス環境のデザインを提供することにより事業を拡大してまいりました。近年は「働き方改革」により、ワーカーが長い時間を費やすオフィス空間の重要性が益々高まっており、当社グループ事業にとって追い風となっております。

また、当社グループの新しい価値を作り出してきた創造力はオフィスにとどまらず、様々な領域へと広がっております。現在、オフィスや店舗・ホテルを超え、商業施設・オフィスビル、さらには都市機能全体として、ヒューマンエクスペリエンスの在り方が大きな課題となっております。当社グループの事業領域は共用空間のデザインを行う環境設計、街区全体をデザインする都市開発などに広がりを見せており、今後も満足度の高い社会の実現へとそのフィールドを拡大し続けます。

デザイン性だけでなく、これからのニーズを的確に捉える当社の企画力の高さ、そしてそれを実現するテクノロジーとの融合が当社グループの大きな特徴となっております。

(注)当社グループでは、その空間にいる人々の心地よい体験や満足感を表現する言葉としてヒューマンエクスペリエンスを使用しております。

事業系統図

当社グループは、空間開発の企画・設計から施工までを業務としております。尚、3Dイメージベースの制作はフィリピンにある子会社と連携し、大工工事・電気工事・内装仕上工事は幅広い知識と専門技術を持った外部協力会社へ外注しております。



2 事業分野

OFFICE DESIGN / オフィスデザイン

オフィスの在り方を提案し、デザイン視点で推進してきたオフィス環境。そして働き方改革へ。

当社グループでは設立当初より「オフィス＝コスト」ではなく、企業のビジョンをデザインによって形作り、働く人々に付加価値を生み出す場を目指したオフィスデザインを提供してまいりました。デザイン性はもちろん、すべての人々にとって満足度の高いヒューマンエクスペリエンスについて設立当初から着目し、企業への愛着や信頼、従業員の帰属意識を高めるオフィス環境作りに寄与しております。当社グループの作るオフィス環境は、人がよりよく働き、幸福度を高め、企業ブランドの向上も実現するデザインとして注目を集め、近年では働き方改革の一環として当社グループの事業にとっても追い風となっており、事業環境は今後も拡大を見込んでおります。



働き方改革に必要な要素のひとつ、「オフィス環境」。

企業の働き方改革への取り組みとして、人事制度やIT環境に加え、オフィス環境の整備に注目が集まっております。オフィスの在り方は多様な働き方に対応するだけでなく、企業のブランディングやリクルーティングにおいても欠かせないと考え、現在重要な設備投資事項となっております。



デザインと機能によって、新たな働く場所がオフィスの課題を解決するイノベティブな場へと。

当社グループの提供するオフィスデザインは、見た目の視覚効果だけではなく、機能や設備、様々な課題を解決する仕掛けを取り入れております。ITの進歩によりオフィスを取り巻く環境が変化していく中で、コミュニケーションの促進や集中、円滑な情報共有等により、多様な働き方や組織の活性化を可能にすることでイノベーションを生み出す場所へとオフィス環境を昇華させ、創造性やモチベーションの向上、また優秀な人材の確保など、企業価値を高めるデザインを提供しております。

COMMERCIAL SPACE DESIGN / 高空間デザイン

ブランドの世界観を創り、便利さ以上の価値を創造。

スマートデバイスの普及によりEC市場が拡大を続け、ここ数年で大きな変化が起きている小売業界では、実店舗の在り方が問われるようになりました。当社グループでは、デザインによってもたらされるその空間でしか体験することのできない新しい発見、人との繋がりや愛着心を、企業ブランドに合わせてデザインし、その空間を訪れる価値を創造しております。



※左:Zoff MART自由が丘 / 右:STYLE & PLAY GREAT YARD表参道

COMMUNITY DEVELOPMENT / 都市開発・環境設計

次の時代を捉える商環境の在り方や、スマートシティ実現に向け広がる当社グループの事業領域。



当社グループの事業は、オフィスや店舗といった建物の一部の内部空間だけでなく、建築物のブランドイメージを左右する、ビルディングエントランスやロビーといった環境設計、老朽化したビルのリニューアルデザイン、さらには街区全体をデザインする都市開発にも広がっております。

現在は、柏の葉スマートシティ(注)で計画されている(仮称)141街区オフィスビル計画(上:オフィスビルメインロビーの環境設計の完成イメージ)や、駅前開発プロジェクト(下:都内の駅周辺開発の完成イメージ)からも見られるように、表層だけのデザインではなく、社会の課題に対するソリューションを提供することで当社グループの事業領域を拡大しております。

(注) 柏の葉は2019年5月に国土交通省のスマートシティモデル事業「先行モデルプロジェクト」に選定されました。

PRODUCT DESIGN / オリジナルプロダクトデザイン

ないから作る。という発想から生まれたプロダクトブランド。

「こんな風に働きたい。」「こんな場所を作りたい。」と、あらゆる空間をデザインする中で自然発生的に作り出されたプロダクトブランド「201° (NIHYAKU-ICHI-DO)」。ABW(注)など働き方が多様化していく中、「201°」のプロダクトが新しい働き方の一助となることを目指しております。

1101°

NIHYAKU-ICHI-DO

最適なABWを実現するプロダクト。

オフィス内に多様な環境を作り、従業員が作業内容に応じて好きな席に移動できる働き方「ABW」を導入する企業が増加。集中作業ブース「COOM」や、グループワークのコミュニケーションを促すデスク「TL」など、「201°」のプロダクトには「置くだけで」ABWを可能にする製品を数多くデザインしています。

【ABWが定義する10の働き方】



(注) ABW(アクティビティ・ベースド・ワーキング)は、オランダのコンサルティング会社Veldhoen+Company社により提唱された概念。

3 当社の強み

DRAFT DESIGN / 当社グループの創り出すデザイン

デザインを主軸に意思決定をする組織。だからこそ発揮する創造性。

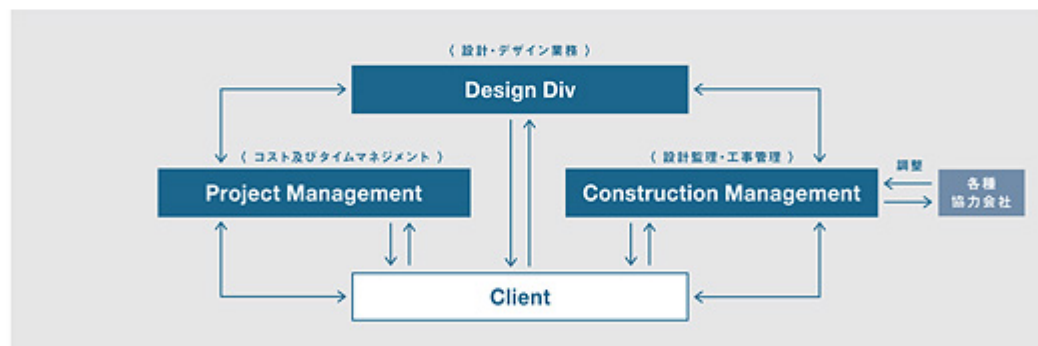
当社グループでは従業員の約6割がデザイン部門に所属し、代表取締役自らもデザインを行う組織として、デザイン力と企画力を発揮した提案を行なっております。更には定期的に行われる勉強会により、一人一人がデザインに対する見識を深め、常によりよい提案を生み出し続けることが当社グループの強みとなっております。



PROJECT TEAM / デザインを可能にする体制

デザイン性と設計を細部まで可能にする万全な組織体制。

当社グループでは、デザインを中心に位置付け、事業の最上流からデザイン思考でサービスを構築しております。分業体制による専門性を持ったプロジェクトマネジメントとコンストラクションマネジメントで、細部にまでこだわったデザインと設計の実現を可能としております。企画から設計、施工まで総合的なソリューションを提供する万全な体制を整えております。



体制強化による利益向上。

プロジェクトマネジメント(PM)

プロジェクトの全体計画を立案し、コスト・資源・時間を総合的に管理してプロジェクトを完了へ導くコントロールを指します。

コンストラクションマネジメント(CM)

プロジェクトの全体計画に従い、主にコスト及び外注管理を行なって事故なく、計画どおりにプロジェクトを完了させるコントロールを指します。

利益率(注)の推移



(注)売上高から直接外注費及び材料費を除いた利益率

3D IMAGE / 提案の武器となる再現度の高い3Dイメージベース

分業体制による専門性及び品質の向上のみならず、生産性が向上。

クライアントと完成イメージを共有する上で重要なツールである再現度の高い3Dイメージベースは、専門技術を持ったD-RAWRITE INC.(子会社)で制作しております。当社グループでは、2013年より社内での長時間労働や働き方の改善に向けた取り組みを行い、同年11月にフィリピンに3D制作を行う子会社を設立、膨大な時間を要する3Dイメージベースの制作を分業することで業務効率の向上に繋がっております。



【3Dイメージベース】



【実際に上がった空間】



【D-RAWRITE INC.の様子】



【本社との作業風景】

事業拡大を見据えた語学教育にも。

D-RAWRITE INC.の設立は、3Dイメージベースの専門性や品質並びに業務効率の向上を実現しただけではありません。海外子会社であるD-RAWRITE INC.との機能拡充及び連携強化は、当社グループの将来的な海外での事業拡大において、当社従業員の語学を中心とした人材教育の充実にも繋がっております。

DRAFT × IoT / デジタルテクノロジーへの取り組み

デジタルテクノロジーによる業務効率の向上を追求。

当社グループではIoTやRPAなどを用いたテクノロジーによる業務効率の向上を研究、実践しております。デジタルテクノロジーを利用した業務改善の分野で、一般的にデジタル化が遅れていると考えられる建設業界において、当社グループは、より新しい発想で業務に取り組み始めるよう、デジタルテクノロジー導入への積極的な投資を行っております。

- BIM** —— Building Information Modelingの略で、建築に関する多様な情報を3次元モデルに紐付けて管理し、あらゆる工程で活用する仕組み
- RPA** —— Robotic Process Automationの略で、定型的作業を人工知能等の技術を備えたソフトウェアのロボットに代行させる概念
- 3D SCAN** —— レーザーによって瞬時に対象物の空間位置情報を誤差1mm以内で正確に計測及び記録する装置



BIM × RPA

面積の測定から素材の数量を自動算出し、見積り作成までを行う仕組み。作業時間の大幅な削減とデータの正確性向上に繋がっております。



4 業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
売上高 (千円)				4,340,556	4,696,689	3,237,785
経常利益 (千円)				247,023	365,754	76,120
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (千円)				172,939	260,692	53,146
包括利益又は四半期包括利益 (千円)				173,381	265,395	53,238
純資産額 (千円)				200,376	402,771	441,010
総資産額 (千円)				1,871,825	2,171,653	2,181,220
1株当たり純資産額 (円)				53.43	107.41	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				46.12	69.52	14.17
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				10.7	18.5	20.2
自己資本利益率 (%)				152.1	86.4	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				438,866	△106,344	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				△44,727	△112,769	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				19,029	453,314	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)				589,333	828,076	—
従業員数 (人)				94	117	—
(外、平均臨時雇用者数)				(—)	(—)	(—)

(注) 1. 当社は、第10期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第11期及び第12期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

6. 従業員数は、就業人員であります。

7. 第12期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第12期第3四半期累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第12期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。

8. 第10期及び第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第191条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審監査法人の監査を受けております。また、第12期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審監査法人の四半期レビューを受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,100,199	2,952,549	3,124,834	4,336,065	4,696,689
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△32,822	141,623	△68,473	243,505	305,728
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△33,207	107,118	△79,184	158,312	217,286
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	750	750	750	750	75,000
純資産額 (千円)	14,673	121,791	42,607	200,919	355,206
総資産額 (千円)	731,812	1,160,482	1,153,856	1,870,061	2,149,155
1株当たり純資産額 (円)	19,564.03	162,388.90	56,809.51	53.58	94.72
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	84,000.00	200.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△44,276.12	142,824.87	△105,579.39	42.22	57.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	2.0	10.5	3.7	10.7	16.5
自己資本利益率 (%)	—	157.0	—	130.0	78.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	39.8	6.9
従業員数 (人)	43	56	65	75	89
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

5. 第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 第7期及び第9期の自己資本比率は、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第10期及び第11期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 不審監査法人の監査を受けております。第7期、第8期及び第9期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。

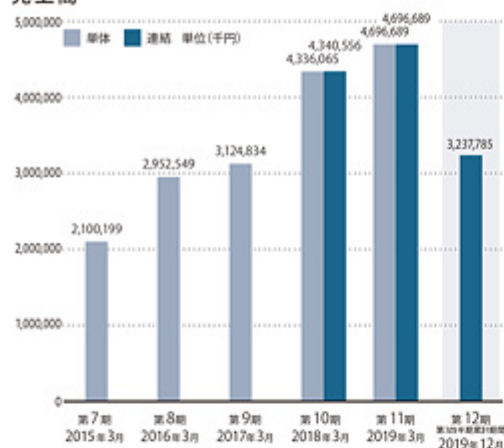
8. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これらの結果、本書提出日現在における普通株式は3,750,000株となります。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日東京証券取引所第131号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

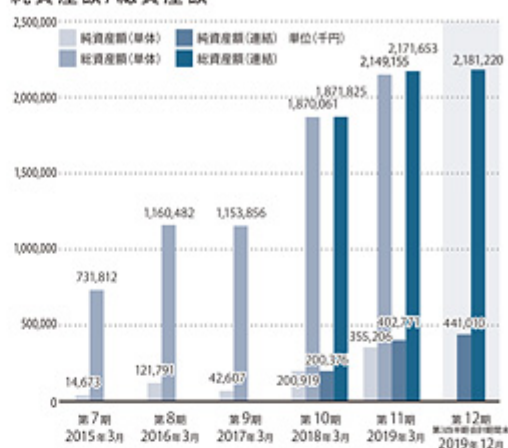
なお、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 不審監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	3.91	32.48	11.36	53.58	94.72
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△8.86	28.57	△21.12	42.22	57.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	16.80	4.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

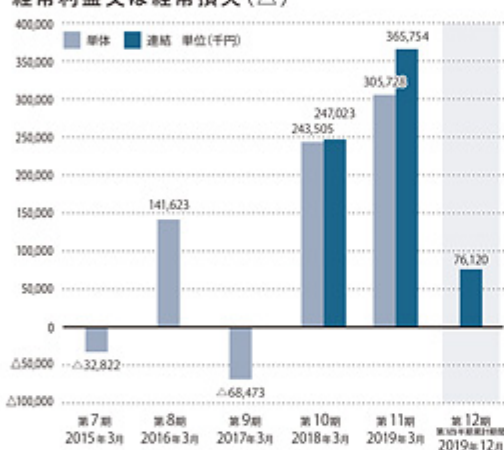
売上高



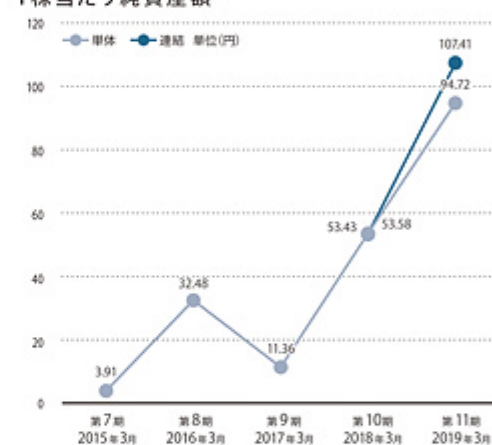
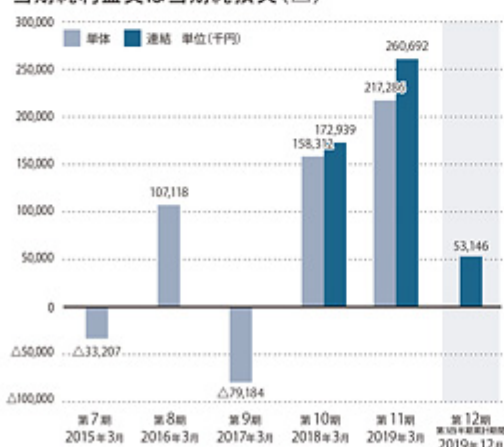
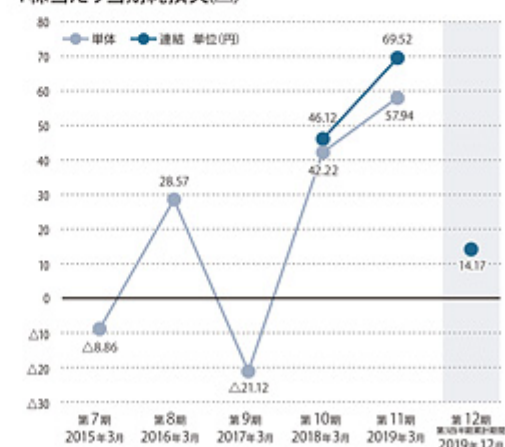
純資産額/総資産額



経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額*

親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益/
当期純利益又は当期純損失(△)1株当たり当期(四半期)純利益又は
1株当たり当期純損失(△)*

(*) 当社では、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記では、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期
決算年月		2018年3月	2019年3月
売上高	(千円)	4,340,556	4,696,689
経常利益	(千円)	247,023	365,754
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	172,939	260,692
包括利益	(千円)	173,381	265,395
純資産額	(千円)	200,376	402,771
総資産額	(千円)	1,871,825	2,171,653
1株当たり純資産額	(円)	53.43	107.41
1株当たり当期純利益	(円)	46.12	69.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	10.7	18.5
自己資本利益率	(%)	152.1	86.4
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	438,866	106,344
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	44,727	112,769
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	19,029	453,314
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	589,333	828,076
従業員数	(人)	94	117
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(-)	(-)

(注) 1. 当社は、第10期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 従業員数は、就業人員であります。

7. 第10期及び第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,100,199	2,952,549	3,124,834	4,336,065	4,696,689
経常利益又は経常損失() (千円)	32,822	141,623	68,473	243,505	305,728
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	33,207	107,118	79,184	158,312	217,286
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	750	750	750	750	75,000
純資産額 (千円)	14,673	121,791	42,607	200,919	355,206
総資産額 (千円)	731,812	1,160,482	1,153,856	1,870,061	2,149,155
1株当たり純資産額 (円)	19,564.03	162,388.90	56,809.51	53.58	94.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	84,000.00 (-)	200.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	44,276.12	142,824.87	105,579.39	42.22	57.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.0	10.5	3.7	10.7	16.5
自己資本利益率 (%)	-	157.0	-	130.0	78.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	39.8	6.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	43 (-)	56 (-)	65 (-)	75 (-)	89 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第7期及び第9期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は、就業人員であります。

7. 第10期及び第11期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第7期、第8期及び第9期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。

8. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これらの結果、本書提出日現在における普通株式は3,750,000株となります。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	3.91	32.48	11.36	53.58	94.72
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	8.86	28.57	21.12	42.22	57.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	16.80 (-)	4.00 (-)

2【沿革】

2008年4月	東京都新宿区市谷左内町にオフィス内装事業を目的とした株式会社ドラフトを設立
2010年11月	東京都渋谷区神山町へ本社を移転
2012年4月	家具、インテリア用品等の企画・販売を目的とした株式会社ディーパブリックを子会社として設立 大阪府大阪市北区中之島に大阪支社を設置
2013年1月	東京都新宿区四谷へ本社を移転
11月	3D画像等の製作を目的としたD-RAWRITE INC.(フィリピン)を子会社として設立(現 連結子会社)
12月	中国での事業展開を目的とした独到裝飾芝木設計(上海)有限公司(中国)を子会社として設立
2016年10月	東京都渋谷区神宮前へ本社を移転
2017年10月	オリジナルオフィス家具(ブランド名「201°」)の販売を開始
2018年2月	独到裝飾芝木設計(上海)有限公司を清算
3月	株式会社ディーパブリックを吸収合併
5月	大阪府大阪市中央区南船場へ大阪支社を移転
2019年3月	東京都渋谷区神宮前に本社サテライトオフィスを設置

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ドラフト）及び連結子会社であるD-RAWRITE INC.により構成されております。

（1）事業の内容

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。

「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、安らぎや活力など人々にプラスの価値を提供する空間の創造を通じて、この経営理念の実現を目指しております。

当社グループが行う空間のデザインは、その場に身を置く人々が、空間の視覚的・物理的構成により幸せを感じられるものであることを前提に、「その空間の目的」を実現するものであることを重視しております。例えば、オフィスであれば、ワーカー同士の協調を重視したい空間なのか、斬新なアイデアの創出を促したい空間なのか、外部に向けて会社のブランドを発信したい空間なのか、といった経営者の意図を的確に捉え、オフィスを単なる作業場ではなく、経営者が求める付加価値を生み出す「場」としたいと考えます。

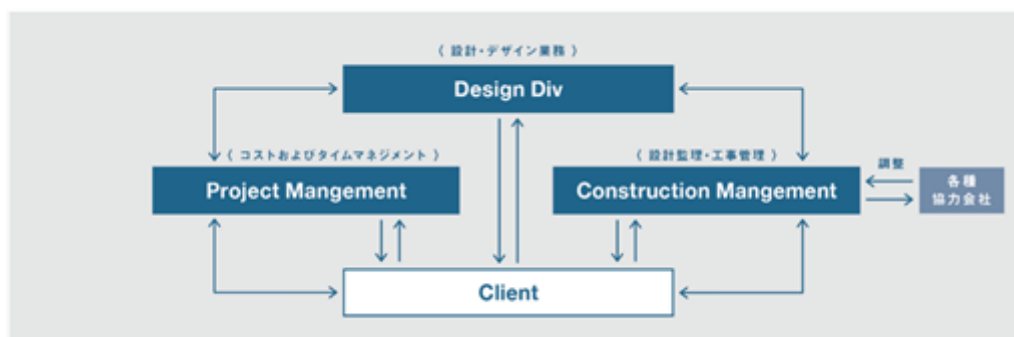
当社グループの事業は、オフィス内装のデザイン及び施工の実施からスタートいたしました。当時、オフィスは単なるコストと捉えられており、限られたスペースを極力効率的に使用することがオフィス設計の主流となっております。

このような状況の中で当社グループは、「オフィスを企業のブランドを具現化した空間としたい」「オフィスを社員にとって誇れる場所としたい」という経営者の課題意識を的確に捉えると同時に、そこで働く全てのワーカーに質の高いヒューマンエクスペリエンス（注1）を提供することで事業を拡大して参りました。近年は働き方改革により、ワーカーが長い時間を費やすオフィス環境の重要性が益々高まっており、当社グループ事業にとって追い風となっております。また、当社グループの事業はオフィスに留まらず、様々な領域へと広がっております。現在、ヒューマンエクスペリエンスの在り方は、オフィスや商業施設といった建物の一部の内部空間だけでなく、ビルディングエントランスやロビーといった共用空間、さらには都市機能全体において問われており、当社グループの事業領域は、ビル共用部のデザインを行う環境設計（注2）、街区全体をデザインする都市開発（注3）、老朽化したビルディングのリニューアルデザイン等にも広がっております。

この他、当社グループのデザインに調和しつつ、アクティビティ・ベースド・ワーキング（注4）といった新しい働き方に対応したオリジナルオフィス家具（ブランド名「201°」）の企画・販売を行う等、事業の一層の拡張に取り組んでおります。

当社グループは、このようなデザインを基軸とした空間開発の企画・設計から施工までを業務としております。施工業務においては、元請けとしてプロジェクトマネジメント（注5）及びコンストラクションマネジメント（注6）を行っており、大工工事・電気工事・内装仕上工事等は外部協力会社へ外注しております。デザイン機能、プロジェクトマネジメント機能及びコンストラクションマネジメント機能が連携してクライアント業務にあたっており、図示すると以下のとおりとなります。

なお、当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



(2) 事業の特色

当社グループの事業の特色は、デザインを切り口として多領域で事業を展開している点にあります。

当社グループは、グループ従業員の約6割がデザイン部門に所属し、代表取締役自らもデザインを行います。デザインのコンセプトはその空間の目的によって異なるため、特徴を言葉で表すことは困難ですが、「その空間にいる人が幸せになる」「居心地のいい空間とする」ことを大切にしているため、空間の広さを感じられるデザインを採用する傾向にあります。例えば、天井を抜いて高さを出す、段差を活用して奥行きを出す、自然光の取り込みを工夫するといったデザインがこれに該当します。また、床・壁・オフィス什器・植栽等の色味、質感を統一することにより、一体感・安定感の演出も行います。事例1は当社グループの施工事例、事例2及び事例3は当社の本社オフィスです。当社グループのデザインの特徴をよく表したものとなっております。

(事例1)



(事例2)



(事例3)



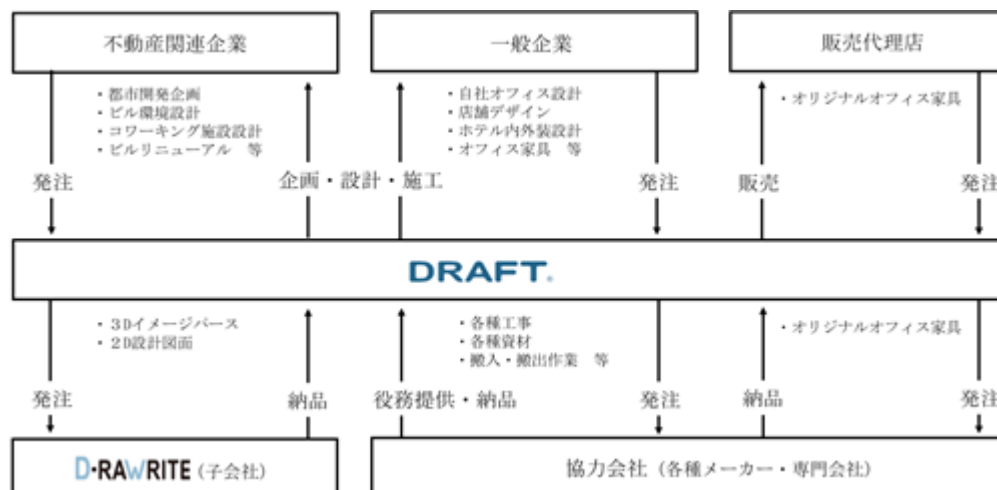
(商業施設の事例)



(3) 子会社の事業内容

連結子会社であるD-RAWRITE INC.は、フィリピンにおいて、当社が発注する3Dイメージパース（注7）等の製作を行っております。クライアント企業へのプレゼンテーション等で使用する3Dイメージパースの製作には多大な時間を要します。これを優秀なエンジニアが多数存在するフィリピンで内製することにより、ノウハウ・スキルの蓄積による品質の向上、業務の効率化及びコスト削減を実現しております。

(4) 事業系統図



用語解説

- (注1) 当社グループでは、その空間にいる人々の心地よい体験や満足感を表現する言葉としてヒューマンエクスペリエンスを使用しております。
- (注2) 環境設計とは、オフィスビルディング、商業施設等のエントランス・ロビー・エレベーターホール・周辺植栽等共用スペース、又は建物各階の共通デザインコンセプトの立案、設計及び施工等の業務を指します。環境設計の良し悪しが、当該建築物のブランドイメージを左右することとなります。事例1は、オフィスビルメインロビーの環境設計の完成イメージです。
- (注3) 都市開発とは、街区開発の基本コンセプト立案、具体的デザインの制作、設計及び個別建物の内外装工事等の業務を指しております。事例2は都内の駅周辺開発の完成イメージです。
- (注4) アクティビティ・ベースド・ワーキング (ABW) は、オランダ・Veldhoen+Company社により提唱された働き方の概念で、仕事内容に合わせて自由に場所を選び、より生産性の高い働き方を実現する設計思想です。ABWでは、「高集中」「コワーク」「テレビ電話」「リチャージ」等、10タイプの働き方を定義し(下図)、それぞれに最適な環境作りを目指します。「201°」は、「対話」「高集中」「アイデア出し」等の働き方に対応しております。(事例3～5)
- (注5) プロジェクトマネジメントとは、プロジェクトの全体計画を立案し、コスト・資源・時間を総合的に管理してプロジェクトを完了へ導くコントロールを指します。
- (注6) コンストラクションマネジメントとは、プロジェクトの全体計画に従い、主にコスト及び外注管理を行って事故なく、計画どおりにプロジェクトを完了させるコントロールを指します。
- (注7) 3Dイメージパースとは、図面をもとに作成する建物の外観や室内の完成予想画像で、施主と完成イメージを共有する上で非常に重要なツールです。当社グループでは、連結子会社であるD-RAWRITE INC.において、質の高い立体的な3Dイメージパースを製作しております。事例1及び事例2の画像は、同社が作成した3Dイメージパースです。

(事例1)



(事例2)



(図：ABWのタイプ)



(事例3)



(事例4)



(事例5)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) D-RAWRITE INC.	フィリピン・セブ州	1,000千 フィリピン・ペソ	企画・設計・施工事業	100.0	役員の兼任1名 業務委託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
3. D-RAWRITE INC.は、特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数(人)
137

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは、企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が19名増加しております。主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
111	30.5	3.3	5,290

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近日までの1年間において従業員数が21名増加しております。主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社の経営理念である「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、建築物を中心とした空間の創造を通じて経営理念を実現すべく事業を展開しております。

例えば図書館にいると自然と小声となるように、空間には私たちの思考や行動を変える大きな力があると考えております。空間をその空間の目的に沿って適切にデザインし、加えてその空間を共有する人々に心地よい、幸せな時間を過ごしてほしい。これが私たちの考える「ALL HAPPY BY DESIGN」です。

また、当社グループは、企業としての活動の全てが社会に何らかの価値をもたらすものであるべきと考えます。収益事業を通じてHAPPYを循環させるだけでなく、収益事業以外の活動、いわゆるCSR活動にも注力し、ESGを意識した経営を目指しております。当社グループは、収益事業から生み出される強みや資産を活用したCSR活動に取り組んでおりますが、CSR活動の成果は常に収益事業にフィードバックしており、収益事業と収益事業以外の活動を一体のものとして捉え、社会に貢献したいと考えております。

第12期連結会計年度までのCSR活動としては、当社連結子会社の所在地であるフィリピン・セブ州において、現地の子供を対象とした内装デザインコンテストを実施いたしました。

このイベントでは、親にプレゼントしたい家子供達にデザインしてもらい（画像1）、これを3Dスキャナーの取り込みデータ及び3D画像製作システムを使って仮想空間に実現する（画像2）というものです。

現地の子供達にはデザインの素晴らしさと創ることの喜びを伝え、この活動に関わった当社従業員については、社会貢献意識の醸成と勉強会（画像3）や実践を通じての3D関連スキルの向上を目指しました。

（画像1）



（画像2）



（画像3）



(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業拡大、企業価値向上を目指し、売上高及び売上高経常利益率を経営における重要な指標としております。具体的な数値については、上場後速やかに検討を行う予定です。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、デザインによる付加価値を有した空間の創造（企画、設計及び施工）を事業の中心としており、創業以来、当社グループの強みであるデザイン力を継続して強化してまいりました。当社グループが目指すデザインは、建築物の表面的な見栄えではなく、デザインをツールとした課題解決力を指し、創造力と言い換えることができるものです。

当社グループは、「人が人生の少なくない時間を過ごすオフィスという空間は、もっと人にとって心地良いものであるべき」という問題意識の下、オフィスの内装デザイン・施工から事業をスタートいたしました。

オフィスは固定費であり、これに係るコストは極力抑制すべきという考え方が多い中で、オフィスを単なるコストの対象としてみるのではなく、そこで働くワーカーのヒューマンエクスペリエンスを高めるための投資、その会社のブランドを体現するための投資と考え、人々を幸せにするだけでなく、空間の目的を実現する付加価値を持ったオフィスのデザインを目指してきました。昨今の働き方改革の流れは、当社グループの考えに一致するものであり、時流を的確に捉えて空間のデザインにおける当社グループの地位を一層高めてまいります。

また、当社グループの知名度が上がったことで、大手不動産会社・大手商社・大手IT企業等、新規のクライアントからの引き合いが増え、事業の規模と領域が拡大してまいりました。具体的には、大規模オフィス（大手町・渋谷・福岡の再開発ビル等）の内装デザインを受注した他、都内駅周辺開発計画のグランドデザイン及び設計・施工を受注する等、案件の大型化が進んでおります。海外での知名度の向上に伴い、海外展開、特に環太平洋地域への進出が視野に入りつつあること等、当社グループの事業は新しいステージに入ってきたと考えております。

このような状況を受け、当社グループは、2019年度からの3年間で次の成長へ向けた企業基盤の強化に取り組むことを予定しております。

具体的には、これまで実施してきた利益率向上施策・人材教育施策の継続の他、次の項目へ優先的に取り組んでまいります。

事業拡大及び適切な経営管理のための従業員数確保と環境整備

当社グループは成長の途上にあり、継続して従業員数を拡大する必要があると考えております。現業部門の従業員については、一人当たり売上高等の指標を考慮しつつ、管理部門の従業員については内部統制の状況を踏まえて従業員数の拡大を行う計画です。

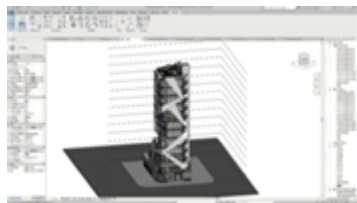
また、これら従業員が快適に働ける環境を整えることは、従業員のモチベーションの向上、ひいては「ドラフト」というブランドの維持に大きな役割を果たしております。ショールームを兼ねた現在のオフィスは手狭となっており、オフィス移転又は改修による働く環境の再整備を進めてまいります。

デジタルテクノロジーの積極的取り込みによる新領域事業の開発と業務効率化の推進

一般に建設業界はデジタル化が遅れていると言われておりますが、デジタルテクノロジーの積極的な活用は早急に対応すべき重要課題であると認識しております。

当社グループでは、D-RAWRITE INC.の設立及び育成を通じて、デジタル領域の機能強化を図ってきました。また、3Dスキャナーを購入し、CSR活動に活用しつつ設計のデジタル化に取り組むとともに、BIM(注1)による業務全体の効率化を進める等、デザインとテクノロジーの相乗効果による事業拡大を探索しております。通常の設計では、平面図等の図面関係資料と3D画像等はそれぞれ独立したデータとして個別に作成する必要があります。一方、BIMを活用した設計では、一元的に管理された詳細な設計情報(画像1)から様々な図面やパース(画像2)を容易に作成できる等、特に設計業務の効率化に大きな効果があります。

(画像1)



(画像2)



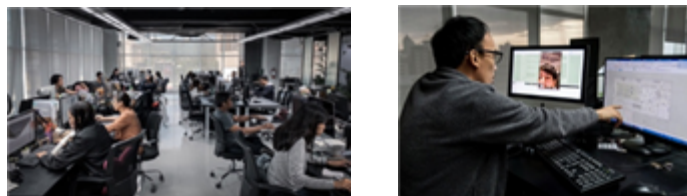
また、当社グループはデザイン力・企画力が強みであり、価格競争に巻き込まれにくい事業モデルであると考えておりますが、施工業務の適切な管理も利益の安定的かつ効率的な確保には重要であると考えます。このため、かねてよりプロジェクトマネジメント及びコンストラクションマネジメントの強化を推進しております。施工業務の適切な管理は、無駄な外注費・材料費の発生を抑え、適正な利益の確保につながります。この結果として、直接外注費及び材料費を売上高から控除した利益の率は過去より着実に改善しておりますが(注2)、RPA(注3)の導入等を通じて、一層の生産性の向上を実現したいと考えます。

このようなテクノロジーを積極的に取り込んで現在の事業の業務効率化を図りつつ、これらテクノロジーを活用した新しい事業への取り組みを進めてまいります。

活動拠点の拡大（地方中核都市、海外等）

当社グループは、現在、東京及び大阪を中心に事業を行っておりますが、付加価値の高いオフィス等を求める需要は地方中核都市にも広がっております。これら地方中核都市の需要を確実に取り込み、高品質かつ利益率の高い事業を行うため、名古屋・福岡といった大都市での拠点開発を検討してまいります。

海外拠点の開発については現時点で具体的な計画はないものの、海外における度々の受賞等で当社グループの知名度は高まっており、海外のオフィスデザイン業務が発生しております。このため、将来への備えとして、海外子会社であるD-RAWRITE INC.の機能拡充及び連携強化並びに当社従業員の語学教育の充実は引き続き実施していく計画です。



D-RAWRITE INC.のオフィス（左）及びテレビ電話を介した当社との協業の様子（右）

（４）経営環境及び会社の対処すべき課題

働き方改革、健康経営オフィスの普及啓発活動（経済産業省）等、当社グループの主力事業領域であるオフィスへの関心はかつてないほど高まっております。また、J-REIT等に見られる活発な不動産投資も当社グループにとってのビジネス機会拡大につながるものと考えております。

このような中、当社グループは当面の課題を次の３点と考え、事業基盤の強化及び事業の拡大を進めてまいります。

優秀な人材の確保及び育成

当社グループの事業の性質上、事業の拡大には一定規模の人員拡大及び適切な人材育成が不可欠であると考えております。一人当たり生産性の向上に努めつつも、採用の強化及び従業員が高いモチベーションを保って働くことができる環境・体制の整備を進めてまいります。

業務実施体制の高度化

当社グループの事業は拡大しており、業務内容の高度化と業務規模の大型化が進んでおります。これに対応するため、個人に蓄積されていたスキル・ノウハウを組織として共有し、組織として業務を実施する体制の構築を進めております。今後も業務インフラのIT化などを行いつつ、業務実施体制の高度化に努めてまいります。

内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは、社会的責任を果たしつつ、持続的な成長とこれによる企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループの成長には、成長ステージに見合った管理機能とコンプライアンスの精神が深く浸透した企業風土の醸成が必須であると考えております。内部監査・人事・法務・経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、従業員に対する継続的な啓蒙及び研修等を実施することで、内部管理体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

用語解説

- （注１）BIMとは、Building Information Modelingの略で、一般には建築物を構成する材料や設備機器等の各種情報（製品情報、位置情報、価格情報等）を建築物の３次元モデルに紐付けて管理し、これを建築設計、施工、維持管理といったあらゆる工程で活用する仕組みです。建築物の質の向上や業務効率化に大きく貢献するものと期待されております。
- （注２）売上高から直接外注費及び材料費を除いた利益（直接外注費及び材料費が発生しない又は僅少な設計業務・設計監理業務を単独で行う案件を除く）の利益率は、2015年３月期の18.2%から2019年３月期の30.0%へ継続して改善しております。
- （注３）RPAとは、Robotic Process Automationの略で、定型的作業をルールエンジンや人工知能等の技術を備えたソフトウェアのロボットに代行させる概念を指しております。

2【事業等のリスク】

以下において、本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 建設・不動産市場の動向に関するリスク

当社グループが属する建設・不動産業は、景気変動の影響を受けやすい業種であると考えております。経済情勢の悪化や不測の事態の発生により、建設・不動産市場の急激な縮小や競争環境の激化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の季節変動に関するリスク

当社グループの中核事業はオフィス等を中心とした内装のデザイン・設計及び施工であることから、多くの会社の年度末である3月は、1年の中で最も引き渡しが集中する月となる傾向にあります。

従って、景気動向・自然災害等の要因により3月の引き渡しに支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第11期（2019年3月期）における四半期別の売上高及び営業利益の構成は次のとおりであり、下期に利益が偏重しております。また、第1四半期及び第3四半期連結会計期間は売上高が低くなる傾向にある一方、販売費及び一般管理費は固定費として各四半期で比較的均等に発生するため、営業損失となる可能性が高くなります。

区分	売上高（千円）	構成比（％）	営業利益（千円）	構成比（％）
第1四半期	755,747	16.1	28,601	7.5
第2四半期	1,376,653	29.3	145,436	38.2
上期合計	2,132,401	45.4	116,834	30.7
第3四半期	848,008	18.1	1,592	0.4
第4四半期	1,716,278	36.5	262,526	68.9
下期合計	2,564,287	54.6	264,118	69.3
通期合計	4,696,689	100.0	380,953	100.0

（注）各四半期連結会計期間の数値は会計監査人による四半期レビューを受けておりません。

(3) 外注管理に関するリスク

当社グループは、施工業務においては工事監理業務（クライアントから業務の委託を受け、設計図面どおりに施工されるかを監督する業務）及び工事管理業務（工程管理、コスト管理等工事の進行管理を行う業務）を行い、大工事・左官工事・電気工事・水道工事等は専門の業者へ外注しております。

施工工事の大部分を外注に依存しているため、受注案件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を確保できない場合、又は外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社グループは、事業を行う上で、建設業法、建築基準法、建築士法及び消防法等の法令の他、関連する条例等多岐にわたる規制の適用を受けております。これらの法規制が改廃された場合又は新たな規制が導入された場合は、対応に要するコストの増加や受注できない業務の発生等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業を行うにあたって、当社は以下の免許及び許認可等を取得しております。本書提出日現在、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由によりこれらの免許及び許認可等が取消された場合、当社の主要な事業活動に重要な支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	許認可等取消事由
特定建設業許可	東京都知事許可 (特-28)第134448号	2022年2月23日	建設業法第29条に定められております。
一級建築士事務所登録	東京都知事登録 第61133号	2021年9月30日	建築士法第26条に定められております。

(5) 設計・施工に関するリスク

当社グループは、高いデザイン性を実現しつつも、常に安全性と品質にこだわった設計・施工を心がけております。

しかしながら当社グループが設計・施工した物件に不具合が生じる可能性は否定できず、その際の手直しに要する追加の施工費、重大な瑕疵による損害賠償等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、人身や施工物等にかかわる重大な事故の発生も損害賠償金の支払い等により当社グループの信用が著しく毀損した場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製造責任に関するリスク

当社グループでは、オフィス家具（ブランド名：201°）の企画・販売を行っております。当社グループでは製造を直接行っておりませんが、製品の不具合による事故等が発生した場合には当社グループが責任を問われる可能性があり、この結果として当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先の信用リスク

発注者、協力会社等の取引先が信用不安に陥った場合に発生する資金の回収不能や施工遅延等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等のリスク

当社グループでは、現時点において、業績に影響を及ぼす訴訟等を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社グループが事業を継続していくうえでは、知的財産権等多様な訴訟リスクが継続的に存在します。当社グループでは今後も各種専門家を積極的に活用してリスク管理を行ってまいります。当社グループが何らかの訴訟等の対象となった場合、ブランドの毀損や損害賠償の支払等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) デザインの模倣又は陳腐化のリスク

当社グループは、デザイン力を競争力として事業を拡大しております。建設におけるデザインは権利の保護が難しく、模倣されて安価に提供される可能性があります。また、当社グループの提供するデザインが、時流にそぐわず陳腐化する可能性もあります。当社グループでは、常にデザインの先端企業であるべく不断の努力を行い、また、施工実施力との相乗効果で模倣を許さないビジネスモデルを構築してまいります。模倣・陳腐化といった事象は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害等によるリスク

大規模地震、風水害といった大規模自然災害等の発生による工事の中止や延期等、また、人身や施工物等にかかわる重大な事故の発生による損害賠償金の支払い等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社グループ設立の中心人物であり、設立以来当社グループの事業を牽引してきた代表取締役社長山下泰樹は、経営方針や事業戦略の立案・実施において、極めて重要な役割を果たしております。また、同氏及び同氏の資産管理会社であるTDA株式会社は、本書提出日現在、当社株式の100.0%を所有しております。

当社グループでは、過度に同氏へ依存しないよう、経営幹部の拡充・育成、権限委譲による組織的業務執行体制の構築を行っておりますが、何らかの理由により同氏による当社グループの業務遂行が困難となった場合、現状においては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

同氏及びTDA株式会社は、その議決権行使にあたって株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、今後も中長期的に一定の当社株式を保有する方針と認識しておりますが、何らかの事情により、市場で当該株式の売却が行われた場合や売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の確保について

当社グループの持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を十分に確保し、育成することが重要であると考えております。しかしながら、当社グループが求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合、事業実施体制の弱体化等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 海外事業に関するリスク

当社グループは、フィリピンに海外子会社を有しており、当該子会社は、3Dイメージパースの作成等当社グループの事業展開において重要な機能の一部を担っております。

仮にフィリピンにおいて政変、経済情勢の急激な変動、外交関係の悪化、テロ、大規模自然災害等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事業実施体制及び経営管理体制について

当社グループは急速に事業を拡大しております。これまで事業実施体制及び経営管理体制の強化に取り組んでまいりましたが、今後の事業規模拡大を考慮した時には、なお一層の充実が必要と考えております。

前項に記載した人材確保の遅れ等の要因により、事業規模に見合った事業実施体制及び経営管理体制を構築できなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権による希薄化について

当社では、役員及び従業員に対して、モチベーションの向上を目的としたストック・オプションを付与しております。今後新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は184,000株であり、発行済株式総数3,750,000株の5%に相当いたします。

(16) 反社会的勢力との取引について

当社グループでは、反社会的勢力とのあらゆる取引の発生を防止するため、社内体制を整備して対応を行っております。しかしながら、当社グループの厳格なチェックにもかかわらず反社会的勢力との取引を排除できない可能性があり、このような問題が認められた場合には、監督官庁等による処分、社会的信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 調達資金の使途について

当社は、マザーズ上場に伴う公募増資資金について、人員拡大に対応したオフィス整備、人件費等の費用に充当する計画としております。

しかしながら、当社の所属する業界の環境変化やこれに伴う事業計画の見直し等により、投資による期待どおりの効果があげられない可能性または充当先の変更が必要となる可能性があります。このような状況となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第11期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は2,171,653千円となり、前連結会計年度末に比べ299,827千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が242,346千円増加したこと、サテライトオフィスの設置等により有形固定資産が24,332千円増加したことによるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は1,768,881千円となり、前連結会計年度末に比べて97,431千円増加いたしました。これは、主に買掛金が537,342千円減少する一方、銀行借入により短期借入金及び長期借入金が516,314千円、前受金が110,774千円増加したことによるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は402,771千円となり、前連結会計年度末と比べて202,395千円増加いたしました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純利益260,692千円を計上したこと及び剰余金の配当63,000千円を実施したことによるものです。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、2,181,220千円となり、前連結会計年度末に比較して9,567千円増加いたしました。これは、主に売掛金が319,641千円減少した一方で、現金及び預金が239,363千円、仕掛品が88,726千円及び未収還付法人税等が39,817千円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、1,740,210千円となり、前連結会計年度末に比較して28,671千円減少いたしました。これは、主に短期借入金が283,334千円増加した一方で、買掛金が113,016千円、前受金が101,907千円及び未払法人税等が57,377千円減少したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、441,010千円となり、前連結会計年度末に比較して38,238千円増加いたしました。これは、主に剰余金の配当15,000千円を実施した一方で、親会社株主に帰属する四半期純利益53,146千円を計上したことによるものです。

経営成績の状況

第11期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度のがわが国経済は、政府・日銀による各種政策の効果により、企業収益や雇用情勢の改善及び個人消費の持ち直しの動きが続く一方、米中貿易戦争やそれに伴う中国経済の減速懸念等、年度後半には不安要素が顕在化する一年となりました。

当社グループが属する建設業界では、民間等からの受注工事は暦年前年比が1.8%増となる（出所：平成30年建設工事受注動態統計調査）等、微増ながら拡大が続いております。

このような環境下、当社グループは高いデザイン性と、コンセプト開発から施工実施までの一貫したソリューション提供力を武器にオフィスの内装工事・店舗内装工事分野で積極的に受注を獲得してまいりました。

特にオフィス内装工事分野では、働き方改革や採用難の影響もあってオフィスを人材確保又は企業ブランディング向上のための重要なインフラと考える企業が増加し、当社グループにとって追い風となっております。

また、当社グループのデザイン力が広く認知されてきたことから案件の大型化が進んだ他、建築のリノベーションや環境設計、建築設計といった業務も受注しており、これらが業績向上の要因の一つとなっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,696,689千円（前年同期比8.2%増）、売上総利益1,091,972千円（同18.2%増）、営業利益380,953千円（同49.3%増）、経常利益365,754千円（同48.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益260,692千円（同50.7%増）となりました。

なお、当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内では政府による各種施策の効果もあって緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では米国と中国の貿易を取り巻く軋轢、英国の合意なきEU離脱の可能性等が意識され、世界的な景気の減速が懸念される状況となりました。

当社グループの事業領域においては、働き方改革や雇用確保の必要性等から、デザイン性の高いオフィスへのニーズは引き続き拡大しており、高付加価値型オフィスの設計・施工を得意とする当社グループにとっては良好な事業環境となっております。この機会を確実にとらえ、また、業務実施体制及び経営管理体制の強化を進めた結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,237,785千円、営業利益は62,514千円、経常利益は76,120千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は53,146千円となりました。

なお、当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

第11期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて238,742千円増加し、828,076千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は106,344千円（前連結会計年度は438,866千円の獲得）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益366,803千円及び前受金の増加額110,774千円から取引条件変更の影響等による仕入債務の減少額537,342千円、法人税等の支払額106,261千円を差し引いた結果です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は112,769千円（前連結会計年度は44,727千円の使用）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出74,146千円、無形固定資産の取得による支出19,465千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は453,314千円（前連結会計年度は19,029千円の獲得）となりました。これは、主に長期借入れによる収入600,000千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

第11期連結会計年度の受注実績は、次のとおりであります。

	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
受注実績	5,137,754	104.7	1,698,095	135.1

（注）1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループは、企画・設計・施工事業の単一セグメントであります。第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の同セグメントの販売実績をサービスの対象領域別に示すと、次のとおりであります。

対象領域	第11期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第12期第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
	実績	前年同期比 (%)	実績
オフィス(千円)	3,174,952	102.9	2,262,661
商業施設(千円)	471,702	73.6	186,789
都市開発・環境設計・その他(千円)	1,050,034	171.0	788,334
合計(千円)	4,696,689	108.2	3,237,785

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第11期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第12期第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
サンフロンティア不動産株式会社	335,482	7.7	711,590	15.2	392,513	12.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これらの見積り、判断並びに仮定は、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析については、前述の「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、次のとおりです。

第11期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、次のとおりであります。

a. 売上高

売上高は、4,696,689千円と前年同期に比べて356,133千円の増加（8.2%増）となりました。当社グループの内装デザイン領域における知名度が向上していること、働き方改革や人材確保の観点から付加価値の高いオフィスを求める需要が高まっていること等が要因と考えております。売上計上となった案件数に大きな変動はありませんが、大型の案件に関する引き合いが増加しており、これが増収に結びついたものと考えております。

b. 売上原価及び売上総利益

売上原価は、3,604,716千円と前年同期に比べて188,131千円の増加（5.5%増）となりました。売上高の増加に伴い売上原価は増加いたしました。売上原価の中で最も比重が高い直接外注費及び材料費の売上高に対する割合が前年同期の74.3%から70.0%へ低下したこと等により、売上総利益率が改善いたしました。

この結果、売上総利益は1,091,972千円となり、前年同期に比べて168,001千円増加（18.2%増）いたしました。

c. 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費は、711,019千円と前年同期に比べて42,175千円の増加（6.3%増）となりました。これは従業員数が増加したこと、また、その対応としてサテライトオフィスを設置したこと等によります。

この結果、営業利益は380,953千円となり、前年同期と比べて125,825千円の増益（49.3%増）となりました。

d. 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は、2,352千円と前年同期に比べて1,940千円減少（45.2%減）いたしました。前年同期に計上されていた奨励金収入がなかったこと等によります。営業外費用は、17,551千円と前年同期に比べて5,154千円増加（41.6%増）いたしました。これは、運転資金のための借入金の増加により、支払利息が増加したこと等によります。

この結果、経常利益は365,754千円となり、前年同期と比べて118,730千円の増益（48.1%増）となりました。また、売上高経常利益率は7.8%となり、前年同期と比べて2.1%増加いたしました。

e. 特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、3Dスキャナー購入に係る国庫補助金受贈益5,095千円等を計上し、6,144千円となりました。特別損失は、3Dスキャナーに関する固定資産圧縮損を5,095千円計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は260,692千円となり、前年同期と比べて87,752千円の増益（50.7%増）となりました。

第12期第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社グループの第3四半期連結累計期間の経営成績等は、次のとおりであります。

a. 売上高

売上高は3,237,785千円となりました。引き続き働き方改革や人材確保の観点から付加価値の高いオフィスを求める需要は高い水準にあり、これらの需要を着実に捉えることができたと考えております。

b. 売上原価及び売上総利益

売上原価は、外注加工費1,532,811千円等を計上し、2,483,424千円となりました。
この結果、売上総利益は754,361千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費は、給料及び手当184,984千円等を計上し、691,846千円となりました。
この結果、営業利益は62,514千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は、保険解約返戻金24,088千円等を計上し、27,377千円となりました。営業外費用は、支払利息11,183千円等を計上し、13,770千円となりました。
この結果、経常利益は76,120千円となりました。

e. 特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する四半期純利益

当第3四半期連結累計期間において、特別利益及び特別損失を計上しておりません。
この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は53,146千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金の流動性は、主に営業活動による純現金収入及び借入によります。当社グループでは、継続して売上高が増加するとともに、受注案件の大型化が進んでおります。このため、売掛金の回収に先行して発生する外注費が増加しており、不足が見込まれる運転資金は銀行からの長期借入金及び短期借入金を活用して手当てしております。

当社グループでは今後も前年同期を上回る成長が続く見込みであり、事業拡大に必要な資金は借入等を効率的に活用して調達する予定です。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「2. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループでは、成長に即した事業基盤の整備及び業務効率化等を目的に64,296千円の設備投資を行いました。

事業基盤の整備としては、地方中核都市における事業対応力を強化するための大阪支社移転に34,566千円、東京地区の従業員増加に対応するための本社サテライトオフィス設置に12,959千円を投資いたしました。

また、業務効率化及びCSR・新規事業への活用を目的に3Dスキャナー及びBIMソフトウェアの購入等（設備投資額6,914千円）を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当社グループでは、業務の高度化対応及び業務効率化等を目的に10,356千円の設備投資を行いました。

業務の高度化対応として高性能パソコン等の導入に5,848千円、業務効率化への対応として基幹システムのカスタマイズや効率化ソフトウェアの導入等に3,296千円を投資いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	業務施設	57,523	21,366	32,088	110,978	86
大阪支社 (大阪府大阪市中央区)	業務施設	27,502	-	4,353	31,856	3

(注) 1. 金額には消費税等は含めておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、車両運搬具であります。

3. 従業員数は就業人員であります。

4. 本社（本社サテライトオフィスを含む）及び大阪支社は賃借物件であり、年間賃借料は143,637千円であります。

5. 当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年1月31日現在）

当社グループは、第12期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）から第13期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）にかけてサテライトオフィスの新設、第14期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に本社移転を計画しており、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了年月日		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 本社 (東京都渋谷区)	サテライト オフィス新設に 伴う設備等	38,200	-	自己資金及び 運転資金	2020年2月	2020年4月	-
提出会社 本社 (東京都渋谷区)	本社移転に伴う 設備等	472,000	-	自己資金及び 運転資金	2021年4月	2021年7月	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の投資予定金額には、敷金及び保証金が含まれております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4. 当社グループは企画・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

(注) 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は14,700,000株増加し、15,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,750,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,750,000	-	-

(注) 1. 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,675,000株増加し、3,750,000株となっております。

2. 2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月29日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年7月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 87〔82〕
新株予約権の数(個)	3,320〔3,268〕
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,320〔163,400〕(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,200〔64〕(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,200〔64〕 資本組入額 1,600〔32〕(注)4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

最近事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末現在においては50株となります。

なお、割当後、当社が株式の分割・併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」

という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的である株式の数の定めに従って決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）、当該喪失日に、当社は当該新株予約権者の保有する新株予約権を無償で取得することができます。

4. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 26
新株予約権の数（個）	412
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 412〔20,600〕（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	27,000〔540〕（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2021年9月7日 至 2029年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 27,000〔540〕 資本組入額 13,500〔270〕（注）4
新株予約権の行使の条件	（1）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 （2）新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。 （3）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

新株予約権発行時（2019年9月6日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は新株予約権発行時においては1株、提出日の前月末現在においては50株となります。

なお、割当後、当社が株式の分割・併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的である株式の数の定めに基づいて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下に基づいて決定します。
以下の、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。）、当該喪失日に、当社は当該新株予約権者の保有する新株予約権を無償で取得することができます。
4. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年7月24日 (注)1	74,250	75,000	-	20,000	-	-
2019年11月29日 (注)2	3,675,000	3,750,000	-	20,000	-	-

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 株式分割(1:50)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	1	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	10,000	-	-	27,500	37,500	-
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	26.7	-	-	73.3	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,750,000	37,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,750,000	-	-
総株主の議決権	-	37,500	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結当期純利益に対する配当性向20%を目標とした配当（中間配当・期末配当）を継続して実施していくことを基本方針としております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第11期の配当につきましては、1株当たり200円の配当を実施することを決定しました。この結果、第11期の配当性向は6.9%となりました。なお、第10期に係る配当につきましては、1株当たり84,000円の配当（2018年6月28日定時株主総会決議、配当金の総額63,000千円）を実施いたしました。これは、過年度から継続して配当を実施した場合を想定して実施したことによるものであります。この結果、第10期の配当性向は39.8%となりました。

内部留保資金につきましては、中長期的な視点に立ち、人員の拡充、技術革新への対応等、将来に向けた経営基盤の強化を目的とした投資などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、第11期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月28日 定時株主総会決議	15,000	200

(注) 2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記の「1株当たり配当額」は株式分割前の実際の配当額を記載しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

景気変動の影響を受けやすい建設業界において、継続的に成長して企業価値を高めていくためには、経営の透明性及び客観性を確保し、業務執行に対する監視体制を整備し、適時適切な情報公開を行って経営と財務の健全性を確保することが重要であると考えております。

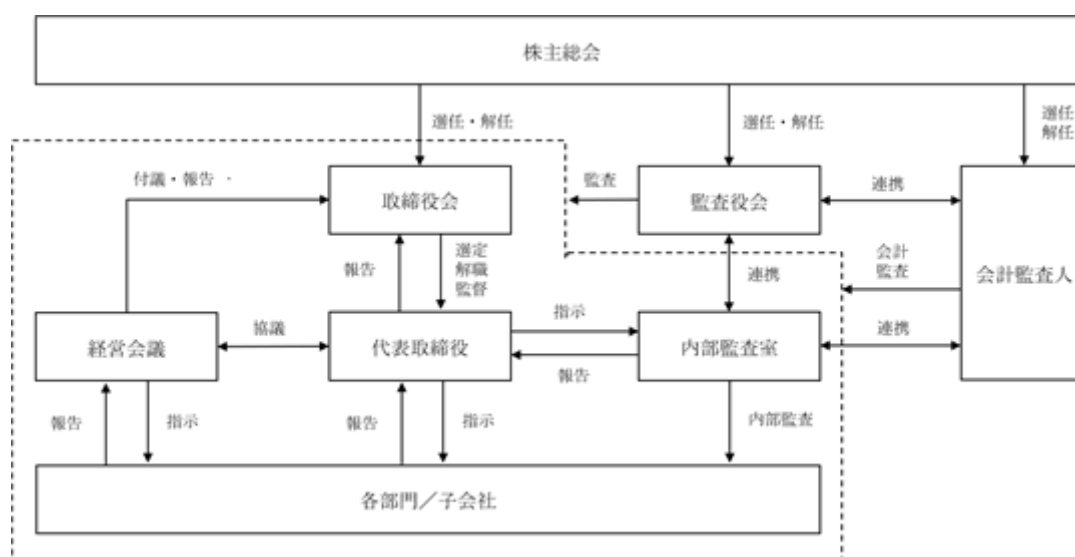
そのために、取締役は法令及び定款を遵守して業務を執行すること、監査役は独立性を保持し監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。

また、コーポレート・ガバナンスをより効果的なものとするため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、コンプライアンス重視の意識の全社的な浸透に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会設置会社を選択した理由は、取締役会からの独立性が強く独任制の監査が可能で、任期が4年と長く成長フェーズの当社において知見の蓄積や執行側との信頼関係の構築に有利であること、常勤監査役を中心とした監査役監査が現在の当社には適切と考えること等であり、

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役会の議長は、代表取締役社長山下泰樹が務めております。その他の構成員は、常務取締役長谷川幸司、取締役荒浪昌彦及び社外取締役結城大輔であります。また、社外監査役（常勤）平田満、社外監査役佐田俊樹、社外監査役大村尚子及び社外監査役三代まり子が出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）平田満、社外監査役佐田俊樹、社外監査役大村尚子及び社外監査役三代まり子の合計4名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。

なお、監査役は内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に務めております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、社外取締役1名を含む取締役4名と社外監査役（常勤）1名他で構成されております。経営会議は、原則として毎月1回の定時経営会議を開催しており、業績及び各部門の重要な業務執行に関する情報の共有並びに対応策の検討等を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置づけております。

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っております。

< 内部統制システムに関する基本方針 >

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守に関する基本方針として、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役、監査役及び使用人に周知する。
- (2) 取締役会は、法定事項及び経営上重要な事項について十分に審議し、適法かつ適正に意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- (3) 監査役監査及び他の業務組織から独立した内部監査室による内部監査を実施し、取締役及び使用人による業務執行が法令、定款及び社内規程に適合して行われているかについて確認する。
- (4) 弁護士・公認会計士等の外部の専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- (5) 反社会的勢力との関係遮断のため、不当要求には一切応じず、対応統括組織を定め、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する等、必要な体制を整える。
- (6) 内部通報制度を整備し、コンプライアンス関連の通報・相談を受け付ける。また、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」他の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役、監査役及び会計監査人による閲覧・謄写に供することを前提に保管を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、体制及びリスク発生時の対応等を明確化する。
- (2) 内部監査室による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」により明確化する。
- (2) 取締役、常勤監査役他が参加する経営会議を設置し、業務執行状況の適宜把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。
- (3) 社内規程により、各組織の分掌事項と職務権限を明確に定めるとともに、その課題と業務量に応じて適切な要員配置を行い、効率的な業務体制を整える。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき、事前協議及び意思決定を行う。
- (2) 子会社の損益及び財務の状況並びに業務の執行状況については、定期的に報告を求める。
- (3) 管理主管組織及び内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- (1) 監査役又は監査役会より、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）の配置要請があった場合、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、監査役の指揮命令下に監査役スタッフを配置する。
- (2) 監査役スタッフは専任又は兼任とするが、いずれの場合においても監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- (3) 監査役は、監査役スタッフの人事評価及び人事異動について意見を述べることができ、代表取締役社長はこれを尊重する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、全ての社内会議に出席する権限を有する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役又は監査役会の求めに応じ、その職務の執行に関する事項について報告を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役又は監査役会に報告を行う。
- (4) 内部監査室における内部監査の情報は、適切に監査役と共有する。
- (5) 監査役又は監査役に報告した者に対して、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

9．監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10．その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- (2) 内部監査室等との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11．反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力の排除に係る調査実施細則」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- (2) 整備状況に関しては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、取締役及び使用人への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営目的の達成を阻害する可能性のあるリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクの防止及び会社損失の最小化を目的としたリスク管理を行っております。

同規程において、役員及び従業員のリスク管理の行動指針を「その職務遂行にあたって具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価し、当該リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない」としており、また、「業務上の意思決定を求めるにあたっては、決裁者に対して当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申」することを求めています。

事故等が発生した場合、従業員は速やかに各組織のリスク管理責任者（担当役員）へ報告し、リスク管理責任者は必要に応じて統括責任者（代表取締役社長）への報告を行います。

全社共有が必要なレベルの事故等の情報を集約する他、重大事案が発生した場合には、リスク管理委員会を設置し、事案対応を統制いたします。

リスクへの対応については、弁護士、社会保険労務士、公認会計士、税理士等社外専門家と連携し、見解や対応策等についてアドバイスを受けることができる体制を取っております。また金融機関や監査法人、社会保険労務士法人等が主催する各種研修会に定期的に参加し、関係法令の改廃の動向を適時に把握するとともに、必要な情報については各月に実施される全社集会や組織別会議等において従業員に対する周知・徹底を図っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき事前協議及び意思決定を行っております。

子会社の損益及び財務状況並びに業務の執行状況については定期的に報告を求め、その分析を行うことで業務の適正性を確認しております。

また、管理主管組織が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、内部監査室が管理主管組織及び子会社の内部統制システムの状況を監査し、必要な改善を促すことで業務の適正性の確保に努めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 取締役の任期

当社は、取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を6名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i.株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

イ.中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ロ.自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ハ.取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役等であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山下 泰樹	1981年2月2日生	2000年4月 株式会社メディア22世紀入社 2006年10月 株式会社ワークスタジオ入社 2008年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2013年12月 D-RAWRITE INC.代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	3,750,000 (注) 5
常務取締役	長谷川 幸司	1948年10月29日生	1971年4月 大日本印刷株式会社入社 1981年9月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社入社 1982年7月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 1993年8月 株式会社タカキュー入社 2004年5月 同社取締役就任 2013年12月 当社取締役就任 2018年3月 当社常務取締役就任（現任）	(注) 3	-
取締役	荒浪 昌彦	1969年5月24日生	1992年4月 株式会社博報堂入社 2018年4月 当社入社 執行役員 兼 経営企画部GM 6月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	-
取締役	結城 大輔	1972年7月7日生	1998年4月 弁護士登録・のぞみ総合法律事務所入所 2000年4月 日本銀行入行 2004年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー就任（現任） 2008年3月 法務法人（有限）太平洋（Bea, Kim & Lee）入所 5月 株式会社EST取締役就任（現任） 2009年3月 法務法人廣場（Lee & Ko）入所 2010年9月 Liner Grode Stein Yankelevitz Sunshine Regenstreif & Taylor LLP入社 2011年9月 Moses & Singer LLP入社 2012年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2015年7月 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構理事就任 9月 公認不正検査士登録 2016年6月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事就任（現任） 2018年3月 当社取締役就任（現任） 2019年5月 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事就任（現任） 7月 株式会社ZMP取締役就任（現任）	(注) 3	-
監査役（常勤）	平田 満	1954年10月9日生	1978年4月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社 2002年9月 タウ技研株式会社（現 株式会社コピテック）取締役就任 2005年12月 株式会社ナレッジクリエーション取締役就任 2008年7月 株式会社コピテック取締役就任 2010年8月 株式会社コピテックソリューションズ取締役副社長就任 2011年9月 株式会社コピテック顧問就任 2012年9月 同社監査役就任 2018年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	佐田 俊樹	1950年6月16日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 2000年6月 野村アセットマネジメント株式会社執行役員就任 2003年6月 同社執行役就任 2005年4月 同社顧問就任 6月 株式会社ジャフコ監査役就任 2011年3月 株式会社カヤック監査役就任 2012年6月 イー・アクセス株式会社（現 ソフトバンク株式会社）監査役就任 2013年7月 ベアリング投信投資顧問株式会社（現 ベアリングス・ジャパン株式会社）監査役就任 2015年6月 株式会社キッツ顧問就任 2016年7月 株式会社グッドパッチ監査役就任（現任） 2017年8月 株式会社レノバ監査役就任（現任） 2018年3月 当社監査役就任（現任） 11月 株式会社ほぼ日監査役就任（現任） 2019年6月 株式会社三城ホールディングス監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	大村 尚子	1973年7月19日生	1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年7月 公認会計士登録 2013年11月 ヴォラーレ株式会社（現 ナイル株式会社）監査役就任 2015年5月 同社取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	三代 まり子 (戸籍上の氏名： 矢部 まり子)	1977年4月15日生	2005年4月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年1月 国際統合報告評議会テクニカル・マネージャー就任 2014年4月 早稲田大学商学術院総合研究所WBS研究センター招聘研究員就任（現任） 2016年11月 World Intellectual Capital/Assets Initiative Japan理事就任（現任） 12月 RIDEAL株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2019年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
計					3,750,000

(注) 1. 取締役 結城大輔は、社外取締役であります。

2. 監査役 平田満、佐田俊樹、大村尚子及び三代まり子は、社外監査役であります。

3. 2019年11月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2019年11月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長 山下泰樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるT D A株式会社が所有する株式数を含んでおります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は4名であります。

当社は、社外役員を選任するにあたって、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を準用しております。また、社外役員には独立性だけでなく、他業種での経験、各人の見識及び人格等を重視しております。

社外役員のうち、社外取締役である結城大輔は、弁護士であり、一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事及び一般社団法人日本公認不正検査士協会理事を務めるなど、リスク管理の専門家であります。社外監査役である平田満は、上場会社の取締役及び監査役を歴任する等、企業経営及び企業におけるリスクマネジメントに精通しております。同じく社外監査役である佐田俊樹は、長く証券会社に勤務した後、上場会社を含む多様な会社の監査役を歴任しており、資本市場に精通しております。同じく社外監査役である大村尚子は、公認会計士であり、会計の専門家であります。同じく社外監査役である三代まり子は、監査法人勤務を経て、国際統合報告評議会テクニカル・マネージャー、World Intellectual Capital/Assets Initiative Japanの理事を務めるなど、コーポレート・ガバナンス及び企業情報開示に精通しております。

なお、社外役員5名と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係については、過去から現在においてありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員への情報提供は、取締役会事務局が中心となって行っており、取締役会資料その他の情報を適宜社外役員へ提供しております。

社外取締役及び常勤監査役（社外監査役）は、経営会議に出席して取締役を含めて相互に情報交換及び意見交換を行っており、必要な情報は常勤監査役を通じて他の社外監査役と共有しております。

また、常勤監査役は、内部監査室とは月1回、会計監査人とは随時会合を開催して監査情報の共有及び意見交換を行う他、常勤監査役、会計監査人及び内部監査室による三様監査報告会を四半期ごとに実施し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、前述のとおり監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役4名により構成されております。

監査役監査については、監査役会において決定した監査計画に基づき、重要会議への出席、業務執行に係る重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査の有効性、効率性を高めております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の監査部門である内部監査室（専任担当者1名）が行っております。内部監査の実施については、内部監査規程に基づき、監査計画書及び代表取締役社長の指示により、各組織に対して書類確認及び実地監査を行います。

当該監査の終了後は報告書を作成して代表取締役社長へ報告すると同時に各組織の業務運営に改善が必要な場合はその指示及び改善の確認を行います。また、監査役及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

轟 芳英

木村 純一

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他2名により構成されています。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任に際しては、上場に関する豊富な実績・経験を有することの他、品質管理体制、欠格事由の有無、独立性及び監査実施体制等を勘案し、決定しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査役会が策定した「監査役監査基準」に基づき、監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるかの評価を行っており、いずれも問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	7,500	-	12,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	7,500	-	12,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織（a.を除く）に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに監査時間等の妥当性を勘案・協議し、会社法第399条第1項に基づく監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から入手した過年度の監査報酬・監査時間の推移及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、職務の遂行状況等についても検討した結果、監査法人の報酬等の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	78,688	78,688	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	13,706	13,706	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式については、保有しないことを原則としております。

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式とし、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応する体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,662,168	1,904,514
売掛金	730,215	726,505
仕掛品	107,014	107,392
その他	43,272	63,778
貸倒引当金	8,635	-
流動資産合計	1,534,035	1,802,191
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	106,339	142,462
減価償却累計額	36,776	55,987
建物及び構築物（純額）	69,563	86,475
その他	63,962	2,76,558
減価償却累計額	31,192	36,368
その他（純額）	32,769	40,190
有形固定資産合計	102,333	126,665
無形固定資産		
ソフトウェア	19,933	21,366
無形固定資産合計	19,933	21,366
投資その他の資産		
敷金及び保証金	102,977	105,453
繰延税金資産	50,486	50,514
その他	77,921	65,461
貸倒引当金	15,863	-
投資その他の資産合計	215,523	221,429
固定資産合計	337,790	369,461
資産合計	1,871,825	2,171,653

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	936,481	399,139
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	1 169,968	1 416,741
前受金	20,504	131,279
未払法人税等	57,499	57,377
賞与引当金	42,855	52,510
完成工事補償引当金	36,600	11,000
工事損失引当金	2,000	-
その他	124,629	150,383
流動負債合計	1,390,539	1,418,430
固定負債		
長期借入金	1 280,910	1 350,451
固定負債合計	280,910	350,451
負債合計	1,671,449	1,768,881
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	180,325	378,017
株主資本合計	200,325	398,017
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	51	4,754
その他の包括利益累計額合計	51	4,754
純資産合計	200,376	402,771
負債純資産合計	1,871,825	2,171,653

【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,143,877
売掛金	406,863
商品	38,347
仕掛品	196,119
未収還付法人税等	39,817
その他	54,890
流動資産合計	1,879,916
固定資産	
有形固定資産	103,031
無形固定資産	23,504
投資その他の資産	
差入保証金	102,665
繰延税金資産	32,271
その他	39,832
投資その他の資産合計	174,768
固定資産合計	301,304
資産合計	2,181,220

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	286,123
短期借入金	483,334
1年内返済予定の長期借入金	353,115
前受金	29,372
賞与引当金	33,982
完成工事補償引当金	6,000
その他	132,366
流動負債合計	1,324,293
固定負債	
長期借入金	415,917
固定負債合計	415,917
負債合計	1,740,210
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	416,164
株主資本合計	436,164
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	4,846
その他の包括利益累計額合計	4,846
純資産合計	441,010
負債純資産合計	2,181,220

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	4,340,556	4,696,689
売上原価	1 3,416,584	1 3,604,716
売上総利益	923,971	1,091,972
販売費及び一般管理費	2 668,844	2 711,019
営業利益	255,127	380,953
営業外収益		
受取利息	13	129
受取手数料	1,543	1,829
その他	2,736	394
営業外収益合計	4,293	2,352
営業外費用		
支払利息	7,470	11,225
為替差損	1,675	6,265
その他	3,251	60
営業外費用合計	12,397	17,551
経常利益	247,023	365,754
特別利益		
固定資産売却益	3 11	3 1,049
国庫補助金受贈益	-	6 5,095
特別利益合計	11	6,144
特別損失		
固定資産圧縮損	-	6 5,095
固定資産除却損	4 705	-
減損損失	5 3,374	-
特別損失合計	4,079	5,095
税金等調整前当期純利益	242,955	366,803
法人税、住民税及び事業税	70,671	106,139
法人税等調整額	655	27
法人税等合計	70,015	106,111
当期純利益	172,939	260,692
親会社株主に帰属する当期純利益	172,939	260,692

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	172,939	260,692
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	441	4,703
その他の包括利益合計	441	4,703
包括利益	173,381	265,395
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	173,381	265,395

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	3,237,785
売上原価	2,483,424
売上総利益	754,361
販売費及び一般管理費	691,846
営業利益	62,514
営業外収益	
受取利息	35
保険解約返戻金	24,088
その他	3,253
営業外収益合計	27,377
営業外費用	
支払利息	11,183
その他	2,587
営業外費用合計	13,770
経常利益	76,120
税金等調整前四半期純利益	76,120
法人税、住民税及び事業税	4,316
法人税等調整額	18,657
法人税等合計	22,973
四半期純利益	53,146
親会社株主に帰属する四半期純利益	53,146

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	53,146
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	92
その他の包括利益合計	92
四半期包括利益	53,238
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	53,238

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,000	7,385	27,385
当期変動額			
剰余金の配当		-	-
親会社株主に帰属する当期純利益		172,939	172,939
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	172,939	172,939
当期末残高	20,000	180,325	200,325

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	390	390	26,994
当期変動額			
剰余金の配当			-
親会社株主に帰属する当期純利益			172,939
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	441	441	441
当期変動額合計	441	441	173,381
当期末残高	51	51	200,376

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,000	180,325	200,325
当期変動額			
剰余金の配当		63,000	63,000
親会社株主に帰属する当期純利益		260,692	260,692
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	197,692	197,692
当期末残高	20,000	378,017	398,017

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	51	51	200,376
当期変動額			
剰余金の配当			63,000
親会社株主に帰属する当期純利益			260,692
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,703	4,703	4,703
当期変動額合計	4,703	4,703	202,395
当期末残高	4,754	4,754	402,771

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	242,955	366,803
減価償却費	36,266	45,727
減損損失	3,374	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	31,251	24,498
賞与引当金の増減額（は減少）	6,279	9,654
工事損失引当金の増減額（は減少）	-	2,000
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	8,500	25,600
受取利息	13	129
支払利息	7,470	11,225
固定資産売却損益（は益）	11	1,049
国庫補助金受贈益	-	5,095
固定資産圧縮損	-	5,095
固定資産除却損	705	-
売上債権の増減額（は増加）	210,234	19,874
たな卸資産の増減額（は増加）	84,393	12,162
仕入債務の増減額（は減少）	377,138	537,342
前受金の増減額（は減少）	2,337	110,774
未払消費税等の増減額（は減少）	40,637	16,763
その他	70,130	60,881
小計	465,216	5,396
利息の受取額	13	129
利息の支払額	7,470	10,703
国庫補助金の受取額	-	5,095
法人税等の支払額	18,893	106,261
営業活動によるキャッシュ・フロー	438,866	106,344
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（は増加）	3,604	3,604
有形固定資産の取得による支出	9,343	74,146
有形固定資産の売却による収入	12	1,049
無形固定資産の取得による支出	6,914	19,465
敷金及び保証金の差入による支出	15,377	8,810
会員権の取得による支出	9,500	-
その他	-	7,791
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,727	112,769
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	200,000
長期借入れによる収入	180,000	600,000
長期借入金の返済による支出	160,970	283,686
配当金の支払額	-	63,000
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,029	453,314
現金及び現金同等物に係る換算差額	277	4,542
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	412,890	238,742
現金及び現金同等物の期首残高	176,443	589,333
現金及び現金同等物の期末残高	589,333	828,076

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

D-RAWRITE INC.

連結子会社でありました株式会社ディーパブリックは、2018年3月1日で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたり、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品及び原材料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

ニ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。なお、当連結会計年度において、工事進行基準を適用する工事の発生はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

D-RAWRITE INC.

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたり、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品及び原材料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

ニ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。なお、当連結会計年度において、工事進行基準を適用する工事の発生はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	20,019千円	20,021千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	55,552千円	22,216千円

2 有形固定資産の圧縮記帳額

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

当連結会計年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、工具、器具及び備品5,095千円であります。

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	2,000千円	2,000千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	182,775千円	171,053千円
役員報酬	65,874	92,395
退職給付費用	2,514	4,325
賞与引当金繰入額	23,665	22,661
貸倒引当金繰入額	1,397	8,685
地代家賃	88,812	90,564

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他(車両運搬具)	- 千円	1,049千円
その他(工具、器具及び備品)	11	-
計	11	1,049

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他(工具、器具及び備品)	705千円	- 千円
計	705	-

5 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
大阪支社 (大阪府大阪市中央区)	事業用資産	建物 その他(工具、器具及び備品)	2,495千円 878千円

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、今後の使用が見込めなくなったことから、回収可能価額は使用価値をゼロとして算定し帳簿価額全額を減額し、当該減少額3,374千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

6 国庫補助金受贈益及び固定資産圧縮損

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

補助金等の受入額は、「国庫補助金受贈益」として特別利益に計上するとともに、当該補助金に係る固定資産の圧縮記帳額は、「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
為替換算調整勘定：		
当期発生額	441千円	4,703千円
その他の包括利益合計	441	4,703

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	750	-	-	750
合計	750	-	-	750
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	63,000	利益剰余金	84,000	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1, 2	750	74,250	-	75,000
合計	750	74,250	-	75,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加74,250株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	63,000	84,000	2018年3月31日	2018年6月29日

（注）2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2018年3月31日を基準日とする「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,000	利益剰余金	200	2019年3月31日	2019年6月28日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	662,168千円	904,514千円
預入期間が3か月を超える定期預金	72,834	76,438
現金及び現金同等物	589,333	828,076

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長6年8ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	662,168	662,168	-
(2) 売掛金	730,215		
貸倒引当金(*1)	8,635		
	721,579	721,579	-
(3) 敷金及び保証金	102,977	103,363	385
資産計	1,486,726	1,487,111	385
(1) 買掛金	936,481	936,481	-
(2) 未払法人税等	57,499	57,499	-
(3) 長期借入金(*2)	450,878	450,732	145
負債計	1,444,859	1,444,713	145

(*1) 売掛金における貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返済時期の見積りを行い、見積り期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	662,168	-	-	-
売掛金	730,215	-	-	-
敷金及び保証金	-	107,167	-	-
合計	1,392,383	107,167	-	-

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	169,968	134,544	80,234	42,272	16,708	7,152
合計	169,968	134,544	80,234	42,272	16,708	7,152

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長5年8ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	904,514	904,514	-
(2) 売掛金	726,505		
貸倒引当金(*1)	-		
	726,505	726,505	-
(3) 敷金及び保証金	105,453	105,891	438
資産計	1,736,473	1,736,911	438
(1) 買掛金	399,139	399,139	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払法人税等	57,377	57,377	-
(4) 長期借入金(*2)	767,192	764,347	2,844
負債計	1,423,708	1,420,864	2,844

(*1) 売掛金における貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返済時期の見積りを行い、見積り期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	904,514	-	-	-
売掛金	726,505	-	-	-
敷金及び保証金	-	112,486	-	-
合計	1,631,019	112,486	-	-

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	416,741	219,304	107,287	16,708	4,284	2,868
合計	616,741	219,304	107,287	16,708	4,284	2,868

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度 8,004千円であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度 10,032千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 87名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 166,000株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年7月22日

（注）1 株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月29日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 （株）	
前連結会計年度末	-
付与	166,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	166,000
権利確定後 （株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注） 2019年11月29日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	64
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

（注） 2019年11月29日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,926千円
賞与引当金	14,824
減価償却超過額	7,934
貸倒引当金	6,602
完成工事補償引当金	12,660
その他	8,182
繰延税金資産小計	56,130
評価性引当額	5,644
繰延税金資産の純額	50,486

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.06
税額控除	1.13
住民税均等割	0.17
海外子会社と実効税率差異	0.25
評価性引当額の増減	5.61
その他	0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.82

当連結会計年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,067千円
賞与引当金	18,164
減価償却超過額	11,487
完成工事補償引当金	3,805
貸倒引当金	4,538
その他	7,361
繰延税金資産小計	51,424
評価性引当額	909
繰延税金資産の純額	50,514

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82
税額控除	3.57
住民税均等割	0.11
海外子会社との実効税率差異	0.79
評価性引当額の増減	1.24
その他	1.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.93

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（共通支配下の取引等）

当社は2018年3月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社ディーパブリックを吸収合併いたしました。

（1）取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ディーパブリック

事業の内容 家具・インテリア用品・生活雑貨等の企画、飲食店・オフィスの運営等

企業結合日

2018年3月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ディーパブリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社ドラフト

その他取引の概要に関する事項

経営の合理化、効率化を図ることを目的として、株式会社ディーパブリックを吸収合併することといたしました。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社グループの事業セグメントは、企画・設計・施工事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループの事業セグメントは、企画・設計・施工事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	オフィス	商業施設	都市開発・ 環境設計・その他	合計
外部顧客への売上高	3,085,444	641,047	614,064	4,340,556

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	オフィス	商業施設	都市開発・ 環境設計・その他	合計
外部顧客への売上高	3,174,952	471,702	1,050,034	4,696,689

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
サンフロンティア不動産(株)	711,590	企画・設計・施工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、企画・設計・施工事業のみの単一セグメントであるため、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員 主要株主	山下泰樹	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接 73.3 間接 26.7	債務被保証	当社銀行借入の被保証	385,598	-	-

（注）当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長の山下泰樹より債務保証を受けております。取引金額は、銀行借入については当連結会計年度末日現在の借入金額残高を記載しております。取引金額には消費税等は含まれておりません。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員 主要株主	山下泰樹	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接 73.3 間接 26.7	債務被保証	当社銀行借入の被保証	873,072	-	-

（注）当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長の山下泰樹より債務保証を受けております。取引金額は、銀行借入については当連結会計年度末日現在の借入金額残高を記載しております。取引金額には消費税等は含まれておりません。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	53.43円
1株当たり当期純利益	46.12円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	172,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	172,939
普通株式の期中平均株式数(株)	3,750,000

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	107.41円
1株当たり当期純利益	69.52円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	260,692
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	260,692
普通株式の期中平均株式数(株)	3,750,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権 の数3,320個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の状 況 ストックオプション制度の 内容」に記載のとおりでありま す。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．株式分割

当社は、2019年10月31日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月29日付をもって株式分割を行っております。

（1）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

（2）株式分割の概要

分割方法

2019年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	75,000株
今回の株式分割により増加する株式数	3,675,000株
株式分割後の発行済株式総数	3,750,000株
株式分割後の発行可能株式総数	15,000,000株

株式分割の効力発生日

2019年11月29日

1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2．単元株制度の採用

当社は、2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月29日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（1）単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

（2）新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

（3）新設の日程

効力発生日 2019年11月29日

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間

（自 2019年4月1日
至 2019年12月31日）

減価償却費 38,644千円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

1．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,000	200	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

（注）2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。2019年3月31日を基準日とする「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

2．基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当社グループは、企画・設計・施工事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	14円17銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	53,146
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	53,146
普通株式の期中平均株式数(株)	3,750,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	200,000	1.48	-
1年以内に返済予定の長期借入金	169,968	416,741	1.49	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	280,910	350,451	1.39	2020年4月 ~2024年11月
合計	450,878	967,192	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	219,304	107,287	16,708	4,284

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,658,889	1,892,880
売掛金	730,215	726,505
商品	6,541	16,027
仕掛品	107,014	107,392
原材料及び貯蔵品	3,605	5,903
前渡金	2,640	-
前払費用	30,308	38,056
その他	10,082	50
貸倒引当金	11,056	-
流動資産合計	1,538,239	1,786,815
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	66,633	85,026
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	30,363	2,364,441
建設仮勘定	389	-
有形固定資産合計	97,386	121,467
無形固定資産		
ソフトウェア	19,933	21,366
無形固定資産合計	19,933	21,366
投資その他の資産		
破産更生債権等	15,863	-
長期前払費用	15,820	9,776
敷金及び保証金	101,092	103,503
保険積立金	35,147	44,611
繰延税金資産	51,350	50,541
その他	11,091	11,074
貸倒引当金	15,863	-
投資その他の資産合計	214,501	219,506
固定資産合計	331,821	362,340
資産合計	1,870,061	2,149,155

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	936,481	399,139
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	1 169,968	1 416,741
未払金	47,344	47,950
未払費用	26,145	85,364
未払法人税等	57,499	57,377
未払消費税等	41,016	27,695
前受金	20,504	131,279
賞与引当金	42,855	52,510
工事損失引当金	2,000	-
完成工事補償引当金	36,600	11,000
その他	7,814	14,440
流動負債合計	1,388,232	1,443,498
固定負債		
長期借入金	1 280,910	1 350,451
固定負債合計	280,910	350,451
負債合計	1,669,142	1,793,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
利益準備金	-	6,300
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	180,919	328,906
利益剰余金合計	180,919	335,206
株主資本合計	200,919	355,206
純資産合計	200,919	355,206
負債純資産合計	1,870,061	2,149,155

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	4,336,065	4,696,689
売上原価	3,416,584	3,604,716
売上総利益	919,481	1,091,972
販売費及び一般管理費	1,683,846	1,777,532
営業利益	235,634	314,440
営業外収益		
受取利息	412	120
受取手数料	1,543	1,829
為替差益	1,162	-
貸倒引当金戻入額	9,795	-
その他	4,795	590
営業外収益合計	17,709	2,540
営業外費用		
支払利息	7,415	11,125
為替差損	-	66
その他	2,422	60
営業外費用合計	9,838	11,251
経常利益	243,505	305,728
特別利益		
固定資産売却益	-	2,1049
国庫補助金受贈益	-	45,095
特別利益合計	-	6,144
特別損失		
固定資産圧縮損	-	45,095
固定資産除却損	3,705	-
減損損失	3,374	-
特別損失合計	4,079	5,095
税引前当期純利益	239,425	306,778
法人税、住民税及び事業税	67,020	88,681
法人税等調整額	14,092	809
法人税等合計	81,112	89,491
当期純利益	158,312	217,286

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		929,244	26.8	868,598	24.5
労務費		217,153	6.3	316,717	8.9
経費		2,318,263	66.9	2,355,788	66.5
計		3,464,661	100.0	3,541,104	100.0
期首仕掛品たな卸高		31,571		107,014	
期首商品たな卸高		-		6,541	
商品仕入高		33,907		73,476	
計		3,530,140		3,728,136	
期末仕掛品たな卸高		107,014		107,392	
期末商品たな卸高		6,541		16,027	
当期売上原価		3,416,584		3,604,716	

原価計算の方法

原価計算の方法は実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
外注加工費(千円)	2,195,264	2,239,743
地代家賃(千円)	55,996	57,455
支払手数料(千円)	41,446	22,684

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	20,000	-	22,607	22,607	42,607	42,607
当期変動額						
当期純利益			158,312	158,312	158,312	158,312
当期変動額合計	-	-	158,312	158,312	158,312	158,312
当期末残高	20,000	-	180,919	180,919	200,919	200,919

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	20,000	-	180,919	180,919	200,919	200,919
当期変動額						
剰余金の配当			63,000	63,000	63,000	63,000
利益準備金の積立		6,300	6,300	-	-	-
当期純利益			217,286	217,286	217,286	217,286
当期変動額合計	-	6,300	147,986	154,286	154,286	154,286
当期末残高	20,000	6,300	328,906	335,206	355,206	355,206

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～39年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。

なお、当事業年度において、工事進行基準を適用する工事の発生はありません。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～39年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。

なお、当事業年度において、工事進行基準を適用する工事の発生はありません。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
現金及び預金（定期預金）	20,019千円	20,021千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	55,552千円	22,216千円

2 有形固定資産の圧縮記帳額

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

当事業年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、工具、器具及び備品5,095千円であります。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6%、当事業年度6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94%、当事業年度94%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	170,513千円	157,290千円
役員報酬	65,874	92,395
賞与引当金繰入額	23,659	22,661
貸倒引当金繰入額	1,397	11,106
地代家賃	83,995	86,182
業務委託費	48,641	106,283
減価償却費	19,190	15,268

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
車両運搬具	- 千円	1,049千円
計	-	1,049

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
工具、器具及び備品	705千円	- 千円
計	705	-

- 4 国庫補助金受贈益及び固定資産圧縮損

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

補助金等の受入額は、「国庫補助金受贈益」として特別利益に計上するとともに、当該補助金に係る固定資産の圧縮記帳額は、「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,926千円
賞与引当金	14,824
減価償却超過額	7,934
貸倒引当金	7,466
完成工事補償引当金	12,660
その他	8,182
繰延税金資産合計	56,995
評価性引当額	5,644
繰延税金資産の純額	51,350

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.08
税額控除	1.14
住民税均等割	0.17
抱合せ株式消滅差損	3.44
評価性引当額の増減	4.53
その他	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.88

当事業年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,067千円
賞与引当金	18,164
減価償却超過額	11,487
完成工事補償引当金	3,805
貸倒引当金	4,538
その他	7,388
繰延税金資産合計	51,450
評価性引当額	909
繰延税金資産の純額	50,541

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.98
税額控除	4.26
住民税均等割	0.13
評価性引当額の増減	1.48
その他	0.79
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.17

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 株式分割

当社は、2019年10月31日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月29日付をもって株式分割を行っております。

（1）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

（2）株式分割の概要

分割方法

2019年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	75,000株
今回の株式分割により増加する株式数	3,675,000株
株式分割後の発行済株式総数	3,750,000株
株式分割後の発行可能株式総数	15,000,000株

株式分割の効力発生日

2019年11月29日

1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	53.58円
1株当たり当期純利益	42.22円

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	94.72円
1株当たり当期純利益	57.94円

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 単元株制度の採用

当社は、2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月29日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 新設の日程

効力発生日 2019年11月29日

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	99,577	39,868	3,977	135,468	50,442	21,476	85,026
車両運搬具	4,105	-	2,987	1,117	1,117	-	0
工具、器具及び備品	50,237	26,545	14,248	62,535	26,093	14,752	36,441
建設仮勘定	389	42,112	42,501	-	-	-	-
有形固定資産計	154,309	108,526	63,715	199,121	77,653	36,228	121,467
無形固定資産							
ソフトウェア	24,115	6,914	-	31,030	9,663	5,481	21,366
無形固定資産計	24,115	6,914	-	31,030	9,663	5,481	21,366
長期前払費用	15,820	2,560	8,604	9,776	-	-	9,776

(注) 1. 「建物」の「当期増加額」のうち主なものは、大阪支店における空調・給排水設備工事、内装工事等29,198千円であります。

2. 「工具、器具及び備品」の「当期減少額」には圧縮記帳額5,095千円が含まれております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（流動）	11,056	-	-	11,056	-
貸倒引当金（固定）	15,863	-	15,813	49	-
賞与引当金	42,855	52,510	42,855	-	52,510
完成工事補償引当金	36,600	11,000	28,497	8,102	11,000
工事損失引当金	2,000	-	-	2,000	-

(注) 1. 貸倒引当金（流動）、貸倒引当金（固定）及び完成工事補償引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

2. 工事損失引当金の「当期減少額（その他）」は、損失見込額の減少による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://draft.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2017年 12月29日	山下裕一郎	山口県下関市	特別利害関係者等（当社取締役の二親等内の血族、大株主上位10名）	TDA株式会社 代表取締役 山下泰樹	東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	200 （注）5	32,500,000 （162,500） （注）4、5	出資者としての当初の目的が達成されたという所有者の意向による

- （注）1．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
- 2．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社並びに資本的关系会社
- 4．移動価格は、第三者算定機関による算定（類似会社比較法及び純資産法）を総合的に勘案して、当事者間での協議により決定しております。
- 5．2018年7月23日開催の取締役会決議により、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2018年7月31日	2019年9月6日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 3,320株	普通株式 412株
発行価格	3,200円 (注)3	27,000円 (注)3
資本組入額	1,600円	13,500円
発行価額の総額	10,624,000円	11,124,000円
資本組入額の総額	5,312,000円	5,562,000円
発行方法	2018年7月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年8月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、純資産方式及びDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)等の結果を総合的に勘案して決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	3,200円	27,000円
行使期間	2020年8月1日から 2028年7月22日まで	2021年9月7日から 2029年8月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 5 . 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の内容を記載しております。
- 6 . 新株予約権 については、退職等により付与対象者 5 名52株分の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

2018年7月23日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
長谷川幸司	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	380	1,216,000 (3,200)	特別利害関係者等 (当社取締役)
荒浪昌彦	東京都中央区	会社役員	300	960,000 (3,200)	特別利害関係者等 (当社取締役)
黒田直子	東京都渋谷区	会社員	280	896,000 (3,200)	当社従業員
平野紗枝子	千葉県流山市	会社員	150	480,000 (3,200)	当社従業員
松永航	東京都目黒区	会社員	150	480,000 (3,200)	当社従業員
吉岡隆之	東京都三鷹市	会社員	140	448,000 (3,200)	当社従業員
吉野竜大	東京都中野区	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員
砂子直広	埼玉県所沢市	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員
岡田陽子	東京都目黒区	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員
檜木和也	東京都渋谷区	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員
山下希穂子	東京都渋谷区	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員、特別利害関係者等(当社代表取締役の配偶者)
塩谷香織	東京都板橋区	会社員	80	256,000 (3,200)	当社従業員
片山恵一	東京都杉並区	会社員	70	224,000 (3,200)	当社従業員
服部浩之	東京都渋谷区	会社員	70	224,000 (3,200)	当社従業員
小澤紀之	東京都西東京市	会社員	70	224,000 (3,200)	当社従業員
内田貴洋	東京都小金井市	会社員	70	224,000 (3,200)	当社従業員
石山暁寛	東京都渋谷区	会社員	60	192,000 (3,200)	当社従業員
村上卓	大阪府守口市	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
日野晃太郎	東京都世田谷区	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
浅井純平	東京都練馬区	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
西澤奈月	東京都武蔵野市	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
横山裕也	東京都世田谷区	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
畠山哲臣	東京都板橋区	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
芙蓉桃恵	東京都目黒区	会社員	50	160,000 (3,200)	当社従業員
日野紗恵子	東京都世田谷区	会社員	26	83,200 (3,200)	当社従業員
安田京子	東京都渋谷区	会社員	26	83,200 (3,200)	当社従業員
関谷由衣	埼玉県朝霞市	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
青木奈央	東京都杉並区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
小林雅人	東京都中野区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
松永香澄	東京都目黒区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
長塚真唯	東京都中野区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
中村嶺介	東京都世田谷区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
後藤直紀	東京都狛江市	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
石井佳恵	東京都世田谷区	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
石原政直	神奈川県逗子市	会社員	20	64,000 (3,200)	当社従業員
曽我勇一	東京都大田区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
山本泰輔	東京都足立区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
昼間真実	東京都港区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
井上さあや	神奈川県横浜市青葉区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
町田航佑	東京都世田谷区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
松田啓佑	東京都武蔵野市	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
石岡サリナ	東京都渋谷区	会社員	16	51,200 (3,200)	当社従業員
長澤裕宇子	岐阜県岐阜市	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
大久保公子	東京都品川区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
齋藤由妃	東京都足立区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
嘉手川直希	東京都練馬区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高嶋桃子	千葉県柏市	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
大村慶之朗	東京都中野区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
成田彩菜	東京都葛飾区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
豊田聡	東京都中野区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
西脇翼	神奈川県横須賀市	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
森裕美子	東京都杉並区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
吉高百音	東京都中野区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
今井翔大	東京都北区	会社員	12	38,400 (3,200)	当社従業員
モンテサノ恵理子	東京都台東区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
齋藤哲郎	兵庫県宝塚市	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
西田康貴	大阪府大阪市浪速区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
関根清子	埼玉県飯能市	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
坂本依愛	東京都目黒区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
木元健太郎	東京都世田谷区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
大高啓輔	東京都杉並区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
鍋木凌	神奈川県横浜市港北区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
亀田紗彩	千葉県松戸市	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
木村亮介	東京都豊島区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
轡田拓也	東京都渋谷区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
木村里沙	東京都調布市	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
宮内香奈	神奈川県小田原市	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
村上光穂	東京都中野区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員
村上友介	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	8	25,600 (3,200)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
本田真悠	東京都杉並区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
高橋沙依	東京都目黒区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
櫻堂愛	東京都大田区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
市川匠大	東京都練馬区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
片岡亮平	東京都中野区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
香月佑太	東京都目黒区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
鶴田勇	東京都世田谷区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
清水由紀子	東京都渋谷区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
中森慧	東京都目黒区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
柳谷優成	東京都世田谷区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
山本奏	東京都葛飾区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
渡邊真樹	東京都世田谷区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
菊池美希	東京都渋谷区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
橋本美紀	東京都町田市	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員
西口隆次	東京都港区	会社員	6	19,200 (3,200)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

2. 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の内容を記載しております。

2019年8月29日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
那須俊貴	愛知県豊田市	会社員	180	4,860,000 (27,000)	当社従業員
深澤伸行	東京都荒川区	会社員	120	3,240,000 (27,000)	当社従業員
佐々木会里	東京都国分寺市	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
嶋田誠我	東京都国分寺市	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
八巻桃代	東京都大田区	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
山崎明子	神奈川県川崎市宮前区	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
染谷一樹	東京都荒川区	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
井内晴香	東京都杉並区	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
水野久美子	東京都大田区	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
東浩平	奈良県北葛城郡広陵町	会社員	6	162,000 (27,000)	当社従業員
芦谷知奈美	神奈川県横浜市港北区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
安藤泉	東京都大田区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
磯部雅彦	神奈川県横浜市南区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
熊谷美里	東京都目黒区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
久米爽	千葉県八千代市	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
桑原健次	東京都豊島区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
坂口小色	東京都練馬区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
澤口百花	東京都狛江市	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
柴田真由	神奈川県川崎市宮前区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
田浦克樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
瀧澤奈那	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
仲山智子	東京都練馬区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
星野朝香	東京都足立区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
松林大季	神奈川県藤沢市	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
山本悠太	東京都杉並区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員
渡部有花	神奈川県横浜市金沢区	会社員	4	108,000 (27,000)	当社従業員

(注) 2019年10月31日開催の取締役会決議により、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
山下泰樹（注）1、3	東京都渋谷区	2,750,000	69.90
T D A 株式会社（注）2、3	東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号	1,000,000	25.42
長谷川幸司（注）4	神奈川県横浜市青葉区	19,000 (19,000)	0.48 (0.48)
荒浪昌彦（注）4	東京都中央区	15,000 (15,000)	0.38 (0.38)
黒田直子（注）6	東京都渋谷区	14,000 (14,000)	0.36 (0.36)
那須俊貴（注）6	愛知県豊田市	9,000 (9,000)	0.23 (0.23)
平野紗枝子（注）6	千葉県流山市	7,500 (7,500)	0.19 (0.19)
松永航（注）6	東京都目黒区	7,500 (7,500)	0.19 (0.19)
吉岡隆之（注）6	東京都三鷹市	7,000 (7,000)	0.18 (0.18)
深澤伸行（注）6	東京都荒川区	6,000 (6,000)	0.15 (0.15)
吉野竜大（注）6	東京都中野区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
砂子直広（注）6	埼玉県所沢市	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
岡田陽子（注）6	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
檜木和也（注）6	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
山下希穂子（注）5、6	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
塩谷香織（注）6	東京都板橋区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
片山恵一（注）6	東京都杉並区	3,500 (3,500)	0.09 (0.09)
服部浩之（注）6	東京都渋谷区	3,500 (3,500)	0.09 (0.09)
小澤紀之（注）6	東京都西東京市	3,500 (3,500)	0.09 (0.09)
内田貴洋（注）6	東京都小金井市	3,500 (3,500)	0.09 (0.09)
石山暁寛（注）6	東京都渋谷区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
村上卓（注）6	大阪府守口市	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
日野晃太郎（注）6	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
浅井純平（注）6	東京都練馬区	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
西澤奈月（注）6	東京都武蔵野市	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
横山裕也（注）6	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
畠山哲臣（注）6	東京都板橋区	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
芙蓉桃恵（注）6	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
日野紗恵子（注）6	東京都世田谷区	1,300 (1,300)	0.03 (0.03)
安田京子（注）6	東京都渋谷区	1,300 (1,300)	0.03 (0.03)
関谷由衣（注）6	埼玉県朝霞市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
青木奈央（注）6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
小林雅人（注）6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
松永香澄（注）6	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
長塚真唯（注）6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
中村嶺介（注）6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
後藤直紀（注）6	東京都狛江市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
石井佳恵（注）6	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
石原政直（注）6	神奈川県逗子市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
曾我勇一（注）6	東京都大田区	800 (800)	0.02 (0.02)
山本泰輔（注）6	東京都足立区	800 (800)	0.02 (0.02)
昼間真実（注）6	東京都港区	800 (800)	0.02 (0.02)
井上さあや（注）6	神奈川県横浜市青葉区	800 (800)	0.02 (0.02)
町田航佑（注）6	東京都世田谷区	800 (800)	0.02 (0.02)
松田啓佑（注）6	東京都武蔵野市	800 (800)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
石岡サリナ（注）6	東京都渋谷区	800 (800)	0.02 (0.02)
長澤裕宇子（注）6	岐阜県岐阜市	600 (600)	0.02 (0.02)
大久保公子（注）6	東京都品川区	600 (600)	0.02 (0.02)
齋藤由妃（注）6	東京都足立区	600 (600)	0.02 (0.02)
嘉手川直希（注）6	東京都練馬区	600 (600)	0.02 (0.02)
高嶋桃子（注）6	千葉県柏市	600 (600)	0.02 (0.02)
大村慶之朗（注）6	東京都中野区	600 (600)	0.02 (0.02)
成田彩菜（注）6	東京都葛飾区	600 (600)	0.02 (0.02)
豊田聡（注）6	東京都中野区	600 (600)	0.02 (0.02)
西脇翼（注）6	神奈川県横須賀市	600 (600)	0.02 (0.02)
森裕美子（注）6	東京都杉並区	600 (600)	0.02 (0.02)
吉高百音（注）6	東京都中野区	600 (600)	0.02 (0.02)
今井翔大（注）6	東京都北区	600 (600)	0.02 (0.02)
所有株式数400株の株主15名（注）6		6,000 (6,000)	0.15 (0.15)
所有株式数300株の株主23名（注）6		6,900 (6,900)	0.18 (0.18)
所有株式数200株の株主16名（注）6		3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
計		3,934,000 (184,000)	100.00 (4.68)

（注）1．特別利害関係者等（当社代表取締役）

2．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

3．特別利害関係者等（大株主上位10名）

4．特別利害関係者等（当社取締役）

5．特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）

6．当社従業員

7．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

8．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年2月4日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 純一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月4日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 純一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフトの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月4日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 純一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月4日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 純一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2017年4月1日から2018年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフトの2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月4日

株式会社ドラフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドラフトの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。